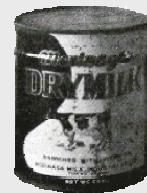


【2009能瀬訴訟】

2010年2月14日

森永ヒ素ミルク中毒事件

市民が被害者団体「森永ひ素ミルク中毒の被害者を守る会」を名誉毀損で提訴。(岡山地裁)



証拠から「被害者団体」及び「救済基金」の驚くべき内部実態。
差別暴言と、素行記録メモなどから判明する基金の「思惑」の数々。

－ 能瀬訴訟(2009.2.18-)における岡山地裁提出文書から －

森永ヒ素ミルク中毒事件 資料館

以下、「被告」とは、被告団体の構成員全体をさすものではない。被告団体の一部指導部(基金である「ひかり協会」役員や職員を兼任し給与を受け取る者を含む)とその影響を受けて不当な行為に手を貸したり、広告塔として跳梁する者をさす。

■運営の改善を求める一般市民と被害者家族に、徹底的な攻撃を加える「被害者団体」指導部

2009年2月18日、岡山市米倉在住の自営業・能瀬英太郎氏は、「公害被害者団体」の機関紙上で著しく名誉を傷つけられたとして、機関紙の発行元である「森永ひ素ミルク中毒の被害者を守る会」を相手取り、名誉毀損の損害賠償請求訴訟を起こした。同氏は、記事の内容は嘘の羅列であり、“事実無根の記事で著しく名誉を毀損された”、として、名誉回復(機関紙上での謝罪記事の掲載)と損害賠償を求め、岡山地方裁判所民事部(写真)に訴状を提出、即日受理された。

能瀬氏は、かつて、同事件の被害者救済運動を支えた市民ボランティアの一人だが、最近、“現救済団体は、運動の創始者や改善の為にもの言う被害者とその家族を敵視・除名排除し続ける一



方で、本来の恒久救済をほとんど実施しておらず、運営にも大きな闇がある”として、詳細な事実を元に数々の論文を発表し続けていた。また、被害者の親からの要望で、被害者家族の支援を行っていた。

ところが、2007年8月20日、現「守る会」は機関紙「ひかり」(第460号)の第1面を全面使って、「被害者運動の変質と救済事業の破壊をねらう能瀬英太郎氏(元「森永告発」)の動き2007.7.29守る会常任理事会声明」などと大見出しで同氏の名前をあげつらって個人攻撃をおこなった。(※1)

これに対して能瀬氏は、紙面内容そのものが事実無根の羅列であり、財務面を含めた深刻な問題を指摘する国民を、嘘で塗り固めた記事を使って人身攻撃する「被害者団体指導部」の実態は、もの言えない立場に置かれている重症被害者救済の視点からみても看過できない、との立場から、「被害者団体指導部」の異常な独裁的支配の実態を世に問うべく、名誉回復を含めた訴訟に踏み切った。

■「和解後」20年間にわたり批判者を排除し続け、組織を掌握。



かつて、「守る会」は組織の変質傾向を是正しようとした指導者を同じように、機関紙1面を使って徹底攻撃し、しかも反論は絶対に許さないというスターリンまがいの独裁的な手法で除名排除を強行し、被害者家族から批判の自由を奪い、現状組織の実権を掌握するに至っている。

その上で毎年拠出される、森永乳業からの10億円をゆうに越える資金が、深刻な被害を抱える重症被害者には十分補償されず、高齢の親の抗議(法的措置に基づく人権救済申し立ても含む)を封殺しながら「自在に活用」されている。2級相当被害者への年金額の方が、より重症な1級被害者への年金額より多い、(被害が重症化すると生活手当てが減額される)などという驚くべき逆転支給の実態…。また国の障害者年金をゲタ履きさせ合算させて、2級と、より重症者の1級の被害者の受取額をほぼ同額に「そろえて」(頭を切って)いる実態…。

一方で、本来、被害者救済事業として活用されるべき多額の「救済資金」が、「専従者集団」への手厚い給与として消耗されているという主客転倒…。しかもその「専従者集団」がもの言う被害者に対しては差別的な暴言で抑圧し、その実態を外部に秘匿するために画策を巡らせている実態…。このような驚くべき事実は、能瀬英太郎氏の実証レポートとして初めて表に出た。

また、このような実態に対し、国と森永乳業は、現団体(「公益法人」である財団法人含む)と定期的に接触をしているが、運営実体は正されることな



く、依然として奇妙な沈黙が保たれている。この沈黙も20年を越えるとなると、「救済事業の後退」＝「加害企業の都合優先」のシステム構築と、その動きへ抵抗する被害者への分断支配が行われているという見方が生れてきても仕方ない。

それは森永ヒ素ミルク中毒事件に潜むあまりにおぞましい弾圧のDNAをあからさまにしており、公害事件としてまったく「未解決」事件であり、被害者への再度の抑圧的支配が新しい手法で再開されている、という公害問題の闇を再提起するものになっている。

更にまた「未解決」の現状を無原則的に礼賛し、公害問題の現実、その深刻な被害を矮小化し、軽視する言説を意図的に流布する集団の存在が、第二の公害を準備し、あたらな公害犯罪の共犯者と認識されるとしても、それはまた、自然なことである。

■記憶の風化が招く公害の再発

現在の同事件の重症被害者の抱える問題を直視すると、半世紀たっても変化しない公害問題の本質を見出さざるを得ない。

我が国において、食の安全にかかわる問題が何度も何度も懲りずに発生する起源の一つが、この戦後初の食品公害事件の和解後のあり方の異常性と、それを黙殺する広域かつ政党政派までが加担した共犯者ネットワークの存在に起因すると思われる。

「被害者救済に骨を折っている森永の元社員」といった「美談」が一部メディアで麗々しく「感動的に」展開される一方で、被害者家族が重苦しい現実に憤りを示し、それを発言することに対して「被害者団体」が弾圧を加えている事実、この二つの相矛盾する現状を直視するとき、第二の、しかも最高に巧妙な粉飾をもった巨大な犯罪が開始されていると推測するのは邪推にすぎないのだろうか？

公害事件のおびただしい死者たちは、真実の解明を天上から望んでいる。「死人に口なし」と秘かに考え、己さえ良ければと、苦しむ者の現実に目を閉ざし、私腹と私権を肥やす者たちを天が許すことはない。

■変質した被害者団体により中身が転倒、似非化した「恒久救済」。

他の賠償金一時支給方式の公害事件と比較すると、現状の森永事件の被害者は、救済基金

が当初約束した救済事業をほとんど実施しないことにより、実質的に金銭支給に矮小化され、一時賠償打ち切り方式より、さらに低俗な制度と化している。

その現状であるところの、恒久救済ではない打ち切り賠償方式化した現状を素直にみた場合、森永事件の被害者は、当然受け取る権利のある補償額のごく一部を「恒久」という名の下に、長期分割払いで受け取っているに過ぎないという構図が明確になる。(※2)

しかも余命率の低下で死亡と共に早期に支給が打ち切られると、総支給額は著しく低下する。打ち切り方式よりたちが悪いのは、高額な給与を手中にする専従者集団が、被害者へ流れる救済資金を多額に浪費している事実である。「恒久救済」は、彼らの存在理由を自己弁護する単なる口実・表向きの看板に墮している。

恒久救済対策は、被害者に健常者と同様の人間らしい幸せを実現するためにあらゆる努力を投入する、との理念を実現し、約束された救済事業内容が発足当時の精神で、誠実かつ完全に実施されれば、その時点ではじめてかろうじて評価されうるものである。

ところが、「恒久」という外形だけが看板とともに悪用されると、単純機械的な「長期」となり、「長期」のなかで金銭支給に集中傾斜すると、今度は一時金賠償方式より俗悪なものに成り下がる。しかも賠償総額の圧縮が可能となるトリックも可能となる。

さらに恒久救済が形骸化すると、その美名の看板は、実際には行わない「救済事業」を「推進するため」と称した専従者集団が、恒久的に巢食う格好の口実となる。

多くの資金が人件費などの固定費と彼らが被害者支配の都合で配置する取り組みに消費され、一部の者の利益を優先する集団の根城へと変貌する。これらの相乗効果により、逆に「加害者への負担軽減」と「被害者への非道で差別的な抑圧的管理支配」が徹底されるといった現象が起きる。

「基金方式」を「救済案」として「お勧め」する動きには更に注意が必要だ。一時金賠償支払い方式では、職業的政治集団が入り込む余地がないが、「基金」組織が誕生した場合、そこへ政治集団が入り込みそれにタカって前述のように根城とし、恒久的にピンはねを続けることが可能となる。「性

善説」でそれを防止することは不可能だ。最初は天使の顔をして近づいてくるからだ。10年くらいたって、組織の中枢にシンパが送り込まれた頃に、突然浮上が始まり、市民的良識への牙がむかれる。おかしいと思う被害者家族には、奴隷になるか、追放に甘んじるかの二者択一が迫られる。一步間違えると、金の力と「被害者組織」という「看板」を最大限活用して、外部からの批判を封殺し、長期に亘って不正常な運営が可能になるという、諸刃の剣的要素があることに大きな注意が必要だ。

(詳しくは下記掲載、能瀬英太郎氏のレポート「森永ヒ素ミルク中毒事件 発生から50年」を参照)

しかし、「和解」と「救済機関発足」後、20年以上黙らされてきた被害者家族も、鬱屈した怒りが爆発し始めている。

■被害者家族が「被害者団体」らを相手取って「人権侵害」を申し立て

被害者サイドでは、救済のあり方を問題視する被害者家族が現「守る会」内で発言機会を奪われる言論妨害事件が近年、次々と明るみになっている。(出典:2003.6.25付山陽新聞報道)

それを契機として、広島や岡山において、重症被害者の親が現「守る会」「ひかり協会」を相手取って、各地の「人権擁護委員会」に「人権救済申し立て」を起こしている。(出典:2003年6月25日付読売新聞岡山版報道記事) 事件番号:2003年6月24日の岡山県における人権救済申し立て事件(岡弁庶第33-1号)及び、2003年7月8日の広島県における人権救済申し立て事件(広弁第57号)

なお、現「守る会」は人権救済申し立てを行った岡山県倉敷市在住の重症被害者の父親に対し、新聞記事では「父親に説明をする」と言っておきながら、その後この父親は権利停止処分(無期限)となった。

同民事裁判の事件番号は
「平成21年(ワ)第249号損害賠償等請求事件」
(所属 岡山地方裁判所 第2民事部2A1係)

■証拠書類が次々に提出。現状の一端、遂に明るみに。(岡山地裁にて誰でも閲覧可能)

裁判資料は公開されており、岡山地裁第2民事

こんな旅行記録ともいうべきものが9年間にわたり綴りつけられている。(一部拡大)

山田氏の主な経過 (昭和57年12月～平成3年3月)
1982年 ~ 1991年

年月日	誰から	誰へ	何を	内容
81.11.10	山田氏は	県庁へ	訪問	県議会議員長紹介
82.1.25	協部と	山田氏との	者懇	山田夫妻・
2.5	山田氏は	西尾理事長へ	書簡	1/25の者懇での山田発言) 1項目文書要望
2.19	常務理事	山田氏へ	回答	2/5の文書にお答え
4.11	山田氏が	常務宛	質問書簡	「ひかり協会の回答をみて」
5.18	協部と	山田氏との	者懇	山田・
7.4	協部	山田氏と	者懇	山田夫妻・
8	山田氏	委を	個別訪問	
9	山田氏	県庁を	訪問	
10.13	乳業	農園	施設援助	山田氏要望の施設援助
12.1	事務所	相談員を	採用	山田氏さん
12.13	山田氏は	所長に	書簡	5年回答なし。所長責任を問う。
12.14	山田氏は	岡山へ	献魂碑前で	

【写真】9年にもわたって、もの言う被害者家族への行動監視記録がつけられている。まるで秘密警察である。

部2A1係にて、所定の手続きを経れば、誰でも自由に閲覧でき

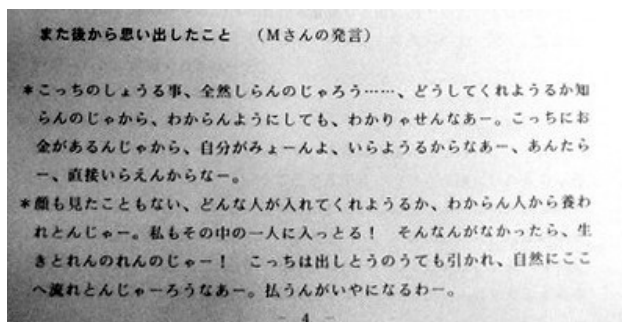
ます。原告側の生々しい証拠も豊富に提出されており、被害者の親への行動監視記録としか思えない書類(甲第45号証)や、被害者本人へのすさまじい差別的言動の数々(甲第44号証)など、現状の一端が明らかにされつつあります。

これらの証拠をみれば、裁判が本来、能瀬氏個人に帰する裁判ではなく、森永ヒ素ミルク中毒事件「和解後」の約30年近くにわたって「当事者団体」というオブラートで強力にガードされてきた深い闇をえぐる初めての勇氣ある試みを示していると言えるでしょう。

(なお閲覧に当たっては、資料は裁判所内部で使用されていることもあるので、事前に、岡山地裁代表番号へ電話の上、第2民事部2A1係へつないでいただき、そこで閲覧希望日を連絡の上、訪問されることをお勧めします。)

■組織病理を反映した確信的暴言の数々

とくに、「甲第44号証」の内容を精読すれば、偶



然的な不規則発言ではなく、組織病理を窺わせるものばかり。「和解」後、数十年の長きに亘って、どんな思考構造を持つ者が公害被害者を管理支配してきたか、そして救済基金に対していかなる思惑を巡らしているか、などについて容易に想像できます。

なお、甲第44号証の暴言記録は、それを受けた被害者家族による人権救済申し立て時にすでに提出済みの証拠書類。発言者

からの(手短な)「詫言状」までついており、行為者自身が認めざるを得ない事実のようです。被害者への罵詈雑言の類は、もはや語るべき言葉も見当たりませんが、さらに注意がいるのは同証拠8ページ、4ページ付近の発言。救済基金への彼らの思惑を示しており、背景事情まであからさまにしています。

■発言記録からわかる問題点

特に、差別暴言記録の証拠文書は、その内容のほとんど全部が人権侵害発言で埋め尽くされていますが、見落としてはいけないのは

1. 特異な一個人の偶然的発言ではなく、古参職員と束になった複数職員の言動であること。
2. 金の流れを構造的に知った上での確信的な発言が多すぎる。
つまり、救済基金への財団職員の思想を明瞭に示す発言が多数あること。
3. えげつない言動の底流にある目的とその策源地を見落とさないこと。

特に2については提出文中を赤字で強調表示しています。なお掲載に当たっては被害者のプライバシーを完全に保護するため、すべて仮名に変更しておりますので、ご了解下さい。

■今後の情報公開予定

当館は、この裁判は被害者とは異なる一市民が提起したもので、「当事者団体」の変節という最悪

の事態への、市民・国民の側からの監視という新たな概念を具現化したものとして、我が国の公害

【岡山地裁提出証拠】

(注これは山本明子(仮名)さんの書いた手記です。ご本人の承諾を得てわかりやすくするために、最小限の字句の訂正を加えました。その他文章の初めには見出しを付けました。)

私へのひかり協会職員の暴言の数かず

もう前のこと、OさんとAさんが家に来た時もおなじことを言った。それからだいい後、事務所(ひかり協会)にて

Aさんが「これから先、ひかり協会に何を望むか、あったら参考のため聞かして欲しい、どんな考えか」
私がちよっと不足を言った。

「いつまでも、こんなことばかりイヤなので、森永から直接もらえるようにして欲しい」と言ったら、Aさんが怒って「皆で決めたこと、決定しているのに、なにゆー言う！頭わりんか！そんなことできるわけない、やれるわけない、誰のおかげで、ここまでなると、何んもわかっとらん」と言われた。「ひとが遠慮して下手に出、フンフンと黙って聞いてるといい気になって誰も回りにおらんだったら手が出ると。頭の程度どのくらいか、頭を割って脳の中見てみたい。アイキューなんぼある言ってごらん！答えれんの！あんたがここへ何をしたら、何にも一人てようするもんか。できもんはず、何が気に入らんのか、何が不満か！不自由な体をもっと動かんようにしたろか……。あんた一人くらいおつてもおらんでも困らん。気に入らんのなら、ひかり協会から脱退し離れて関係ないようにしたら、辞めてしまえ！親がおらんようになったら分かる。どうこう言うてもお金はいる……。辞めれん、女は単純、月日が経ったら忘れる、怒るんはその時だけ」

Kさんのことも、お金の差額のことも色々あり、父がAさんを家へ呼んで「あんたが辞めえ」とおこつてもらった。あんなところ行くところじゃあないといさん(職員)になった時きいた。(Iさんには何も言われませんでした)

94年(平成6年)12月8日(木)食べ物のアンケートで自宅に来た日Mさんが「事務所にしてくる人は皆それぞれそれなりにやりようが。程度が低いからな一たいへんです。明子さんもどの程度かなー」
「親は頼りにならんようになるのに、みよ一たらわかるじゃろー。明子さん、医者ざらい、そんなことばかりは聞いてれん！自分勝手はさせない、いつまでも言わしゃーせんよ！自分の思うようになると思うとったら間違い、40にもなって。森永と「ひかり」は切っても切れん、団結しとんと森永が違う方へ向かんようにちゃんとしとんと」
「どうしても言うことを聞けんのなら、自分の思うようにしたら、私には関係ないよ。調子が悪うても一応は文句いう、こっちの言うようにしとったらええのに。悪いようにはせんのに、昔の古いこと、たいしたことない小さいこと、いつまでも根にもつとんじゃー！なにかにねらわれたら……。おそろしい！
患者、被害者の親が頼む、頼む。皆、職員をたよつとんのに、頼るようにしとるのに、あんた一人変わったことを言う」「普通じゃーないのに、悪いくせに！わかりやすーいうたら、自分のできんこと、親がわり、お手伝いしよーんよ。明子さん→

→の所へお金がちゃんちゃんと入る、当たり前、そういうのも、我々のような立場の者が動いて、森永と話しをつけ、毎月遅れたこともなく、今まで遅れたことは一回もない。遅れたら黙ってないはず、……。親がうるさい。明子さんはどれくらい、ほかの人には……。そんなことばかり考えてきた。どうしたらよいか、そんなことの毎日なのに、することはちゃんとしとる。したのに悪ういわれる事ない！」

「お母さんがお金の方はされとると思うから、わかるはず。自分ができないことは言わず、事務所の人が言ったから、こんなになった、こんなことにさせられたと責任を人に押し付け、自分が悪いくせに、責任転嫁し逃げるようじゃあいいけんと思ふんよ」

「事務所は悪くない(遠回しにいう)相手が悪い、本人に責任、そんな人多いんよ！」

「一人では生きていけんのかから人の世話にならんといいけんじゃろ。あんたに何ができるん、一般社会に出たらうけいれてくれると思うとん！相手にされんよ、普通じゃあなにのに、障害があるのに、悪いのに！こっちのこと聞けんのなら……」

「親に何かあった場合、本人が困るから事務所の方へ言いに来ても誰も相手にせん！しらんぷりする、される、助けない、泣くのは自分！こういうふうに注意するのも最後になる。明子さんと言わんようになる」

「親亡きあと、親がおらんようになったら、明子さんが一人生活できるか。町内付き合ひできるか、聞いてみる。親と一緒にこのまま過すか、皆と同じようにするか、自分で自分の首をしめるようなことしうる！」

「両親そろっている時はいいけど、一人欠け、二人ともおらんようになった時兄弟がいつまでもめんどろみれんから、悪いけど施設へいつてくれんかと言われるよ。明子さんのために言ようんよ。自分のいく道考えた方が……。頭に入れとんと、人がしてくれるからとて言うて甘えたらいいけん！自分も手をかさんとせんといけん」

「赤い手帳(身体障害者手帳)あるん見せて、一人一人知らんといけん。無理は言わん。私が明子さん知らんから、ちよっと付きおうたらわかる。私帰った後、何日かかっても、よく考えてみなさい」

その後またこの日のことを思い出して書き足す(Mさんの発言)

1 親が元気で、今はおるからいいけど、いつまでも元気とは言えんじゃろ。親に何かあった場合本人が困るから事務所の方へ助けを求めて言てきても、今まで自分の思うようにして来たんじゃか

ら、本当に困った時、誰にも相手にされんようになる。事務所の方もしらんぷりする、される。親は頼りにならんようになったのにいつも見ようたらわかるじゃろ！皆に世話にならんとやっていけんのかじゃろ。

2 赤い手帳あるん、見せて一、一人一人のこと知らんと……。無理とはいわんけど

3 親がおらんようになったら、明子さんが一人で生活できるか。町内の付き合ひは、山本明子(仮名)さんはどんな人か、よう知らんといけんし、聞いてみんといけん。

4 いつまでも自分勝手はさせないとのこと、そんなことばかり聞いてれんし、言わしゃーせんよ。

(この後も延々とつづく)後略

2001年(平成13年)11月15日(水曜日)

森永ヒ素ミルク 救済運動「岡崎」の記録残る

公害の記憶風化させまい

「森永ヒ素ミルク中毒事件」の被害者である岡崎哲夫さん(71)が、事件の記録を残すために、岡崎さん自身の経験や、当時の状況を、写真や文書で残すことを目指している。岡崎さんは、事件発生当時、岡山県岡崎市の米倉に住んでいた。事件発生後、岡山県で救済運動が展開された。岡崎さんは、この運動に参加し、被害者の救済に尽力した。岡崎さんは、事件の記録を残すことで、後世に伝えることを目指している。

岡崎哲夫さん(左)と岡崎英太郎さん(右)の二人が、事件の記録を残すために、岡崎さん自身の経験や、当時の状況を、写真や文書で残すことを目指している。

岡崎英太郎さん(右)は、事件発生当時、岡山県岡崎市の米倉に住んでいた。事件発生後、岡山県で救済運動が展開された。岡崎さんは、この運動に参加し、被害者の救済に尽力した。岡崎さんは、事件の記録を残すことで、後世に伝えることを目指している。

岡崎英太郎さん(右)は、事件発生当時、岡山県岡崎市の米倉に住んでいた。事件発生後、岡山県で救済運動が展開された。岡崎さんは、この運動に参加し、被害者の救済に尽力した。岡崎さんは、事件の記録を残すことで、後世に伝えることを目指している。

読賣新聞 THE YOMIURI SHIMBUN 2001年(平成13年)11月21日(水曜日)

ヒ素ミルク 風化させぬ

能瀬さん(岡山)ルポ発表

被害者団体事務局長の足跡描く

約一万三千人の被害者を出し、食糧公害の歴史とされる一九五五年の森永ヒ素ミルク事件を風化させまいと、被害者救済運動に力を入れた岡山県米倉、牛乳販売能瀬英太郎さん(64)が、事件を語り、その足跡を描くルポライターの「能瀬さん」を発表した。

能瀬英太郎さん(右)は、事件発生当時、岡山県岡崎市の米倉に住んでいた。事件発生後、岡山県で救済運動が展開された。能瀬さんは、この運動に参加し、被害者の救済に尽力した。能瀬さんは、事件の記録を残すことで、後世に伝えることを目指している。

岡崎哲夫さん(左)は、事件発生当時、岡山県岡崎市の米倉に住んでいた。事件発生後、岡山県で救済運動が展開された。岡崎さんは、この運動に参加し、被害者の救済に尽力した。岡崎さんは、事件の記録を残すことで、後世に伝えることを目指している。

「資料の散逸防ぎたい」

森永ヒ素ミルク事件 1955年6-8月、森永乳業徳島工場で製造された「森永ドライミルク」を飲用した西日本一帯の乳幼児ら約1万3000人が高熱や肝臓肥大などのヒ素中毒症にかかり、130人が死亡した。

救済運動史に特筆されるべき歴史的試みであると考えている。学術的にも非常に意義のある事件と考え、周辺証拠資料、被告側とその背景の動向、被告側弁護の特徴や問題点、その背景について、分析を開始した。

また、裁判の内容は、現状の改善を求める人々にとって重要な意味を持つので、情報公開の理念にそって、順次対応していく。能瀬氏の勇気ある行動は、市民主義のモデルケースとも言えるものだ。多くの人々に有為な参考となろう。当館は、状況をみながら物証(地裁提出証拠に限らないものも含む)を公開していく。

また、事件後半世紀以上もたって、再度、事件の全体像を歪曲し、そしてなにより現状の問題点を敢えて黙殺し、「美しすぎるちゃん記事」を書く媒体まで登場してきた。政治目的はよく分かるが、「歴史は繰り返す」という事例。後世に汚点を遺すだろう。

物証公開は、裁判スケジュールとは関係なく、独自の判断に基づき実施する。

【紹介】原告:能瀬英太郎氏 (のせ えいたろう)

岡山市米倉在住 自営業
元岡山県作家協会会員。
仕事の傍ら、文学・小説などを執筆。雑誌、書籍に発表している。
フリーライターとして
各種事件のノンフィクションドキュメントも執筆している。

『砒素ミルク1』
『砒素ミルク2』(『森永ミルク事件史』収蔵)
『砒素ミルク3』など、
当時の「守る会」救済運動の発展に不可欠であった上掲の重要書籍の編集と出版を、純粋なボランティアの立場から手弁当で取り組み、森永製品不買運動などに多大な貢献をした。「恒久救済対策案」を普及・実現させる「守る会運動」を強力に支えた市民ボランティアの一人。今となつ



ては、本来の被害者救済運動における見識と理念を知悉する数少ない人物の一人である。(※3)

(例)

砒素ミルク〈1〉— 森永と共犯者たちによる被害者抹殺の16年

谷川正彦 能瀬英太郎 (1971/06 出版) 247 / 18cm / 新書判 NDC分類: 493.153

その功績もあり、かつて「森永ヒ素ミルク中毒の子供を守る会」(当時)から正式に委嘱を受け、事件の発生から20年間の苦難の歴史を集大成した『森永砒素ミルク闘争20年史』を世に送り出すため編集委員として活躍した。

その後、「救済」組織の変質とともに、森永事件問題から遠ざかっていたが、故・岡崎哲夫氏の死去を契機に、2001年に、同事件の闘いの歴史をまとめたルポルタージュ『紙のいしぶみ』を発表。雑誌『週刊 金曜日』誌上でルポルタージュ大賞報告文学賞を受賞した。

この作品は、我が国の若い世代が同事件の歴史を数十年ぶりにふり返る重要な契機となり、大きな注目を集めた。

(能瀬英太郎氏の取り組みを報じる記事【中国新聞】【読売新聞】【毎日新聞】)

その後も同氏は雑誌等で、公害被害者の将来を憂慮する一般国民の立場から、“現状の組織は、運動の功労者や改善のための批判を行う人物を攻撃し除名排除し続ける一方で、被害者救済事業においても大きな闇があり、被害者が不当に扱われている”と、発言を続けている。そして、“財団である基金運営団体は公的性格が強く、透明性が強力に求められるものであり、国民からの批判を真摯に受け止め改善すべき”との常識的視点から、“現「救済」基金＝「ひかり協会」”指導部の事業実態を明らかにするルポルタージュも自主的に発表し続けている。(※4)

「週刊 金曜日」422号 P21. 『森永ヒ素ミルク事件 後退する被害者救済“ひかり協会”に娘の未来を託せるか』(能瀬英太郎)

中国で発生した粉乳メラミン中毒事件、我が国の事故米ロンダリング事件など、食の安全を大きく揺るがす事件が内外で頻発する中、森永事件の教訓が改めて見直されている。7年先んじて発表された同氏の問題提起の先見性は注目に値する。なにより、真摯に耳を傾けるべき内容が豊富であると、研究者からの評価も高く、公式の学術論文でも引用されている。

良心的な一国民に過ぎない能瀬氏を、そこまでやっきとなって攻撃する背景には、彼らなりの何か相当な「あせり」があるのかもしれない。

能瀬英太郎氏の最近著作

『紙のいしぶみ』(「週刊金曜日」ルポルタージュ大賞 報告文学賞 受賞作品)

第10回の項を参照

『人権擁護委員会は頼りになるか』(「週刊金曜日」586号P63.論争)

●ダウンロード可能PDF版 『森永ヒ素ミルク中毒事件 発生から50年』

■今次訴訟の社会的意義

公害被害者団体の正常な運営はいかにして担保されるのか?

被害者の人権が、当事者団体によって侵害されている場合、

民主主義社会の是正機能としてどのような選択肢が存在するか?

上掲の問題に対して加害企業はどのような責

任を有するのか？

当資料館としては、この問題を直視すれば、能瀬氏の個人的訴訟ではなく、以下の深刻な社会的テーマを包含していると考え、この問題に対する行政やメディアの対処姿勢をも含めて、注視している。

1. 広範な国民の支援とそれにおかれた厚生省の仲介で金銭的にも成果を獲得した公害救済団体が組織上の独裁的で不明朗な運営実態を指摘する外部の良心的な一国民に対し、見境のない人身攻撃を加えることが、憲法規定上許されるのか？

2. 同上の団体が単なるイデオロギー的背景か

被害者はぜひ一読を！

ノン・フィクション 「砒素ミルク」
森永ミルク事件記録

—16年の歴史に公害の原点をさぐる—

森永砒素ミルク事件の発生から今日までの事態の全貌を明らかにする永遠の記録です。

著者は岡山県作家協会所属の谷川正彦、野勢英太郎両氏。詳細なデータの集積に立った、ゆるぎない事実が、被害者の斗いに巨大な武器を与えるものです。こどもを救う意志のある親なら、事態の何ものであるかを知り、救済の道を見出すためにも必読すべきものです。なお、国民世論の理解をうるためにも、被害者の一人一人が、まだミルク事件のことをよく知らない知人や親類の人にこの本をすすめて、拡売に取り組まれることをお願いします。

頒布実費 1冊 250円(千共)
配本開始 出版でき次第郵送。
注文の仕方 この振替用紙(きりとりせんから切り抜いて)の表裏に記入し、郵便局に出して下さい。

(写真)
「砒素ミルク」(著者:谷川正彦・能瀬英太郎「森永告発」出版)の必読を呼びかける、前「こどもを守る会」機関紙「ひかり」19号1面記事。これ一つをみても運動が極めて苦しい時期に「森永告発」の果たした意義の大きさは明白である。このような一般国民からの無償の愛情と支援の事実を否定し、歴史の全体像を歪曲してはばからない現「団体」の、人としての感謝の気持ちのなさには、あきれられるばかりである。

ら、こういう事態に陥っているのか？または、背景にはもっと別の要因やコントロールが働いているのか？

3. 仮に私企業犯罪の被害者である公害被害者団体の指導部が、特定の政治勢力に囲

い込まれ、原因企業と癒着しているかのように、物言えない重症被害者への管理支配を優先させる行動に出た場合、一般社会はどの



ようにそれを監視監督し、メディアや関係機関はどのような役割を果たす必要があるのか。また、そのような事態に陥った当該団体指導部は、どういうプロセスで社会的規正を受け、是正されるべきなのか？

国民生活に直結する深刻なテーマとして受け止めている。

公害事件の歴史が捻じ曲げられて偽造され、もの言えず身動きできない重症被害者が巧妙に管理され、それを告発する高齢の親の叫びも押しつぶされ、見かねた良心的な一国民がまったく「割に合わない」リスクをとって外部から指摘、問題提起をしている場合、それは、すでに戦後民主主体制の根幹にかかわる問題であると考え。そこに確実に光が当てられなければ、真の正義は霞んでしまい、民主主義の根幹である「組織内民主主義の維持」「民主主義そのものの機能不全への是正機能」の形骸化が進行すると考える。

我が国の戦後民主主義のあり方にもかかわるテーマとして、司法がどういう判断を下し、関係機関がどう動くのか、その行方を注視し、積極的な情報公開も実施していく。

■能瀬氏が発表した最新レポート
(pdf形式 ダブルクリックすれば、ダウンロードできます)

注釈解説
(※1)

機関紙の見出しは、「被害者運動の変質と救済事業の破壊をねらう能瀬英太郎氏(元「森永告発」)の動き」であるが、名前の後の「氏」の部分



る人々が怒るだろう。

人権救済申し立てとその文書、批判意見を提示する被害者家族への冷酷な仕打ち、基金職員の本音が莫大に吐

露された差別暴言記録の証拠等、裁判で明るみになった証拠書類のひとつでもみれば、おどろおどろしい現実が明々白々である。どこに福祉の精神があるのだろうか？ 摩訶不思議な話である。

美辞麗句列挙、日本語への冒涇は、たいがいにすべきである。

(※3)

今から30年以上前の話であるが能瀬英太郎氏は「森永告発」の創設に参加した。「森永告発」は重要文献「砒素ミルク」(1)から(3)までを膨大な労力をかけて出版した。その書籍は、医療関係者から学識経験者、ジャーナリスト、市民に広く読まれ、その理論的影響力は計り知れない。「告発」に一時席を置いた人々も今は70歳近いが、まだまだ元気で、各分野の一線で活躍中である。しかも、現「守る会」「ひかり協会」の現状を深く憂慮している。当然であろう。

もともと「守る会」運動は一般市民・国民と共に歩んでいた。市民が今も森永事件被害者の救済の現状に関心を持ち、意見を持ち、問題提起するのは当然のことである。

かつて多くの良心的市民が拠り所とした「森永告発」を、今は存在しないことをいいことに勝手気ままに攻撃するものたちは、

1. そもそも「森永告発」が被害者団体とのコンセンサスの上で作られたものであるという事実を知らない。
2. 「森永告発」の若いスタッフ(医療関係者や学生)がどんなに純粋な暖かい心で「守る会」を支援していたのかも知らない。
3. 1. 2. を知らないということは、基本的な歴史的事実を知らないこととイコールである。したがって「森永告発」が果たした巨大な歴史的役割は当然理解できない。

ご丁寧に1/2相当の小文字にしている。アリバイ的に「氏」をつけているものの、良心的一市民を事実上大見出しで「呼び捨て」にしているわけである。このような噛み付き方をする集団がだいたいどのような背景を有するか、賢明な国民ならすぐにわかることである。耳を覆いたくなる差別暴言といい、品性のあまりの低さを感じずにはいられない。

(※2)

被告はこれを指摘されると、「この事業は賠償ではなく福祉である」と言いはじめた。「最高の福祉」を目指した創設者を謀略的に除名し、救済から福祉の理

念をそぎ落とすことに腐心してきた被告、もの言う被害者を大量に除名してきた被告のどの口がこのような物言いをするのだろうか？ まじめに福祉事業をやっている



(※4)

能瀬氏への誹謗中傷の論理構造から底流にある政治目的を分析すると

1. 現組織に抗議して批判的社会行動を起こす被害者家族を孤立させ一つずつ潰す。

この一点に尽きると思われる。

2000年に入って被害者の親が高齢化し、介護疲れなどで共倒れになりかけている中、現状の救済姿勢に憤りを募らせ、被害者家族は次々に人権救済などの訴えを起こしている。

この動きを封じ込めるべく、一連の動きの真実を捻じ曲げて被害者に伝え、同調者が現れないようにしようとしている。そのため、支援者に過ぎない能瀬氏をことさら攻撃し、事情を知らない会員には「彼がけしかけたのだ」と事実を180度捻じ曲げて宣伝し、現組織を批判する被害者を「外部のものに踊らされるだけの愚かな追従分子」と決め付け、共感を排除した上で、被害者家族を簡単に除名し、事情を知らない傘下会員を細かく分断支配する。

批判や要望を直接組織に持ち込む素直な被害者には、次のようなお経を唱えて困惑させる。

曰く「文句を言っているのはあんただけだ。あんた以外の被害者はみんな感謝しているよ。あんたが文句をいうと、他の感謝している被害者がみんな迷惑するんだよ…」。

この呪文が、抗議する被害者に唱えられる。

だから、これまで能瀬氏の一連の指摘そのものに、基金や被害者団体指導部は、はじめから誠実かつ具体的に反論するつもりがない。もっとも、当たっているから、反論も出来ないのだが、その必要もなかったのだ。上掲の「はた迷惑論」でこれまで十分に被害者家族の声を封じ込めてきたからだ。それが、だんだん、そうも行かなくなってきたようだ。

1970年、まだ健全だった「森永ミルク中毒の子どもを守る会」機関紙「ひかり」の主張

「森永事件以後、同じような事件が次々と起きています。私達が十五年前



に、もっと徹底的に森永を糾弾していたならば、カネミ油症事件は起きなかったし、もし起きたとしても、もっと正しく処理されていたはずです。

こう考えてくると『自分の子供は大して悪くないから』という理由で黙っていることは、結果的には森永に加担したことになります。

事実、森永は十五年前にも、そのような人を利用して、事件をヤミに葬る手段に使いました。曰く『森永の処置に十分満足している』『森永に感謝している人が沢山いる』『騒いでいるのは一部の人間たちだけである』と。

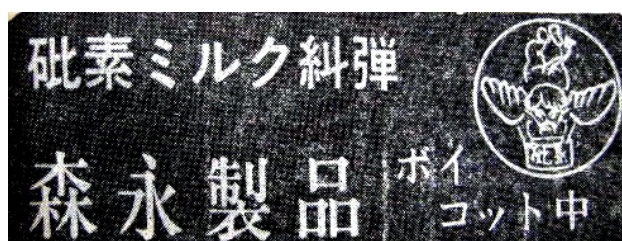
今、森永はふたたび、この使い古した手を使って、子どもを守る親の悲痛な声をおしつぶし、社会正義のためにたたかう国民の努力を押し殺そうとしています。

被害を受けた人たちが、どのようにされても感謝するはずはないし、子どもを元に戻して貰ったからと言って、森永の犯した罪が許されてよいはずはありません。」

(説明)

文中の「15年前」とは1955年、すなわち事件発生時のことである。つまり、この「森永への感謝」という表現は、被害者を分断支配するとき森永乳業が繰り返し使ってきた常套手段であるということだ。

何者かが一番恐れているのは、能瀬氏の努力で正確な客観的事実解明に基づく歴史認識が広がり、被害者が「となりの被害者の声」に耳を傾けるようになり被害者の声が社会的に表面化する





攻撃の真のターゲットは実は能瀬氏ではなく、現状に疑問を抱く被害者家族そのものである。被害者家族に、「聞くな」「見るな」「言うな」を要求するわけである。この手口は、本来、犯罪企業が内部告発者の排除に活用する手法である。真に公明正大で正しいことをやっているという自負があるなら、どんな批判も一つの事実の反映として受け入れ、聞く耳を持ち、改善提案としてむしろ歓迎できる度量があるはずである。

一銭の得にもならないのに、えげつない人身攻撃を平然と行う組織に敢えてコミットし、その問題

このような真の市民とも言うべき人間の存在は、日本の民主主義にとって、かけがえのない宝であるはずだ。

さらに悲惨なことに、主要にいじめられている重症者とその家族は、介護だけで共倒れの危機にあり、現団体を変えるエネルギーさえままならな

い。そこに被害者団体指導部は巧妙につけ込んでいる。

この、まるで閉鎖病棟監視システムのような現状を、社会が黙認し、自らの社会にその温存を認めれば、その災厄はいずれ民主主義社会全体へふりかかる。事実このような監視支配システムを「唯一の恒久救済」と賛美しつつ、隙あらば根城を拡大しようとして、他の公害や事故災害で、被害者団体に触手を伸ばしている党派が存在する。これもまた見ようによっては公害だ。第二の被害が生れないよう祈るばかりである。

国民一人ひとりが勇気をもって、「当事者団体」の「被害者以外は文句をいうな」などという妄言を相手にせず、「一般国民の支援のおかげで基金ができたのですよ。日本の民主主義という制度の中で初めて存在を許されているんですよ。国民の声を聞き、謙虚になり、説明責任を果たしなさい」と教諭す必要がある。そして、その妄言の背景に、もっと別の力が働いているとしたら、第2の公害犯罪として新たな取り組みが開始される必要もあろう。

【公文書検証 編】

岡山地裁提出準備書面の公式文書から明らかとなる

被告：「森永ヒ素ミルク中毒の被害者を守る会」指導部の異常な思考方法。

批判の声を上げる重症被害者家族を、公式に「敵」扱い。
評決より、見せしめを優先するかのような劣悪なプロパガンダ文書。

(以下、「被告」とは、被告団体の構成員全体をさすものではもちろん無い。被告団体の一部指導部（基金である「ひかり協会」役員や職員を兼任し厚待遇給与等を受け取る者、特殊な党派的イデオロギーで統制支配を好む者たちを含む）とその影響を受けて不当な行為に手を貸す者をさす）

岡山市米倉在住の自営業・能瀬英太郎氏から名誉毀損の損害賠償請求訴訟を提起された、被告

「森永ヒ素ミルク中毒の被害者を守る会」は、岡山地方裁判所に三回目となる準備書面を提出した。その内容は、嘘の羅列の一方で、意味不明の主張も多く、被告の体質を垣間見させる事実がおびただしく散見されるので、以下、比較対照形式で具体的に紹介したい。

公式の公開文書である準備書面での由々しき問題は、重症被害者の親を名指しした上に、犯罪者であるかのように「呼び捨て」にし、個人的人間性を否定してはばからないその「書きっぷり」である。もの言う被害者家族を、これほどまでに個人攻撃することに、ためらいを見せない「被害者団体」というのは他に類例がないだろう。もはや「被害者団体」ではなく「被害者管理支配団体」の名称がふさわしい。

(以下、被告の被害者家族への氏名の呼び捨て行為は、そのあまりの低劣さゆえに、親御さんへの不当な印象を一人歩きさせかねない。したがって、被告文書の引用においても、個人名は仮名「例：榎木・山本、〇子、等」に変更する。)

被告「守る会」の第3回準備書面と対立する事実及び評価

(ゴシック体は被告の文書の記述内容、その後に続く明朝体の文章は、被告の記述とは異なる事実と評価である)

榎木は、この公開質問状やこれに添えた文章のような文書を作れる人でないので、原告が援助したものと考えられる(原告以外に援助する人は考えられない)

これが、いやしくも裁判所に提出する公文書であろうか。

苦しみ、憤る重症被害者の親を、いきなり見下して侮辱する…。もはや被害者団体とは言えない差別主義者である。このような書きっぷりは、本来、加害企業に特有の傲慢な特権的支配者意識から生れるものである。

また、「原告以外に援助する人は考えられない」など、これだけ勝手な推論を裁判文書で書きなぐる神経も理解し難い。

同時に、被告の主張が根拠の無い決め付け＝嘘の羅列に過ぎないことを、被告自ら認めているだけである。

内部での誹謗攻撃文書をそのまま外部世界へ持ち出したかのような奇異な文書である。

※被告は、榎木氏を一方的に無知な人間と決め付け、同氏が、能瀬氏の操り人形となって批判・抗議行動をしたかのように物語を創作し、「あやつった側」の能瀬氏を機関紙で人身攻撃することは「正当だ」と展開し、それによって、榎木氏をその仲間として攻撃する。

原告や榎木氏の批判は事実に基づいたものだから、そのまま内容で争うと恒久救済を放棄している事実が明るみになり勝ち目がないものだから、それはできない。

そこで、中身の論争をさけるために考えだしたのが、榎木氏の知人である能瀬氏の存在である。守る会が能瀬氏がかつて創設に参加した市民運動と意見を異にした局面があった「数十年前の出来事」を、埃だらけのタンスの奥から引っ張り出してきて、一般市民に過ぎない原告をまるで、被害者団体にとっての「終生の敵」であるかのようにおどろおどろしく描き出し、それと接触したものは、「何を主張していようが、聞く耳不要、罰を受けて当然」という形に無理矢理もっていく。

そして、どちらが「吹き込んだのか、吹き込まれたのか」といった、無意味かつ下世話な詮索に関心を誘導し、お互いを疑心暗鬼にさせ、会員をして、「指導部から監視されている」という空気で支配する。その主目的は、自らの闇から被害者の目をそらせる「めくらまし」にすぎない。

「加害企業との協調体制」を声高に叫びながら、権力者の常套手段を活用して被害者を支配する「被害者団体」というものが、一般国民にまで攻撃を加え始めた昨今の事態は、まさに社会的悲劇であり、その背景説明は歴史的要請になりつつある。

られてきた書面の上部欄外に印字されているとおり、原告のファックスによって送付されている。原告は、榎木の身近にあって、原告の考える運動を榎木が進めるように、指導育成援助している。

こんな作文を裁判所へ出していいのだろうか？あまりのくだらなさ悲しくなる。

相談相手のファックスから書面を送ると、そのファックスの持ち主から煽動されたことになる？あきれて言葉が見つからない。日本はいつからゲシュタポ社会になったのだろうか。コンビニからファックスを送ったら、コンビニの店員が煽動者として攻撃されるらしい。おちおち自由にファックスも使えない監視社会だ。

「指導育成援助」がなぜ問題になるか？この奇異な論理展開にこそ彼らの秘密主義的独裁体質がある。

後にも登場するが、能瀬氏が榎木氏に「吹き込んだことが問題だ」という論理だ。この物言い…、ゲシュタポやKGBといったスパイ組織のフレーズだ。

この社会では人間同士がお互いに影響しあったからといって、「操られている」などと非難されることはない。笑止である。

「被害者団体」が被害者家族を、「市民に指導されている、吹き込まれている」などと容赦なく攻撃すること自体が、驚くべき異常な弾圧者の行いであり姿である。この一言が、被告組織の異常な体質を端的に表している。評決はすでに下ったようなものである。

更には、むしろ、この法的に無意味な主張に、法廷で公然と拘泥し続けている被告は、「批判というものをなにがなんでも封殺したい」という願望をあからさまにしているだけである。

同時に、構成員を情報過疎において支配を続けてきた被告の「閉鎖的支配管理者」の姿をもまた、あからさまにしている。

そして、これらは、被告の全国本部事務所にファックスで送られてきたが、ファックスで送

「榎木氏は自分では文章を書くのが苦手なので、原告に協力を求めてきた」と述べ、批判

攻撃を吹き込む原告と、吹き込まれる榎木の関係性を明確に示している。

「吹き込む原告と、吹き込まれる被害者家族」???

いよいよ諜報機関報告書の登場である。

こういう異常な思考構造の支配が常態化していることが、この20年にわたる森永ヒ素ミルク中毒事件の救済事業に潜む闇の深さを物語っている。

…前述の調子が飽きもせず続く。「嘘も100回言えば本当になる」というプロパガンダ理論を教えられた通りに実行しているのだろうか?

公害被害者の親が困っているのに、頼まれて文章のアドバイスをしたら、煽動だという。こんな超主観主義の作文をいつまで続けるつもりだろうか?

【被告の主張はこういう理屈だ】

運悪く、毒ミルクを飲まされて被害者とその親になったら、一般市民とお茶を飲みに行っても、そこで被害児であるわが子の将来への不安を訴えたり、被害者団体のあり方への疑問を口にするのはご法度。それは、「組織外部に被害者団体の機密を漏らした」重大な規律違反となり、罰を受けるのが当然。

さらに、被害者の親が、被害者以外の親に救済のありかたについて相談をし、意を強くして改善の行動にでたら、被害者団体「指導部」から、「外部市民から煽動された罪」で処断される。

同時に、たとえ、近所の町内会員であろうとも、励ました相手が「ものいう被害者」になった場合、被害者団体の全国機関紙で、名指し攻撃されても仕方がない。

「当会の会員〇〇に余計な知恵を吹き込んだ、近所の〇〇は組織破壊分子だ。〇〇は若いころ、こんなこと、あんなことをしていた」などと徹底攻撃されても仕方がないのだ。

一般国民は、被害者団体に楯突く発言をした時点で、名誉も人権も剥奪されて当然なのだ。「ものいう被害者家族」を励ましたという一点で、一市民は、被害者団体指導部から口汚くののしられるべき罪人にされても仕方が無いというのだ。

だから、一般国民は被害者家族とみだりに話をするのも遠慮すべきなのだ。なぜ

なら、話相手の被害者家族が、いつ「ものいう被害者」になり、被害者団体の攻撃対象にされ、それと話をした国民が、いつ「吹き込み煽動罪」で弾圧をうけるか、わかったもんじゃないからだ。

と、まあ、被告の準備書面の主張から固有名詞を省いていくと、以上のような、どえらい論理構造が現れる。どこの世界の話だろうか。スターリン主義かナチズムか、暗黒社会だ。この民主社会で、よくまあ、こんな論理を平然と展開できるものだ。戦前の「鬼畜米英と話をするな、敵性語を話すな」と全く同じである。

これは結果的に、「被害者団体への礼賛は許すが、その闇に首を突っ込むと逆に徹底的にひどい目にあわせるぞ」、という日本国民全体への投網をかけるような脅しになっているという意味で、許し難い論理である。

こんなことが許されれば、被害者団体を一端私物化した勢力は、密室下で好き放題の運営が可能となる、という恐るべき前例をつくることになる。

組織内部で、被害者家族を黙らせるために常態化している異常なモノ言いの習慣が、うっかり外部の裁判所提出文書まで「はみ出してしまった」稀有な事例だ。

榎木の上記京都府本部ホームページへの投稿は、明らかに原告の著述の一部を引用している。このように、榎木は、考え方はもとより、用いる字句までも、原告にしたがうにいたっている。

また、飽きもせず言う。今度は新手の「言葉狩り」だ。

用いる字句が誰かの使った言葉と同じ場合、「その誰かから煽動された」とお叱りを受けるのなら、およそ国民が、あるものへの批判を行う場合は、まず最初に、日本人をやめなくてはいけないことになる。外国語で批判すれば問題がないのだろうか?

一般市民が「戦争反対」とネットに書き込みをしたら「戦争反対」は過激派も使っている言葉だから、おまえは、用いる字句

まで過激派に従うにいたっている」と攻撃されてもしかたがないと言っているのだろう。

戦前の特高警察の再来である。

原告は、榎木に対し、ひかり協会の救済が恒久対策案に書かれている公務員給与相当額という項目を守っていないからだ、重症被害者への給付が少ないという榎木の不満の理論的根拠を教え、さらに、榎木が論客として自分の主張を述べるように、岡山県内企業の平均賃金とか、障害年金、生活手当の額などの論拠について学習させ、1割しか実施していないという誤った認識をもたせるようにしむけ、さらに、現在のひかり協会、守る会が恒久対策案を空洞化させていると、榎木に闘いの旗印を教え、そして、加害企業と妥協しているひかり協会や守る会幹部が悪いのだと、闘いの相手方についての指導をしている。まさに系統的である。

自分たちの闇を自ら声高に言っているだけではないか？ 原告の主張をご丁寧に引用までして、ご苦労様であるが、肝心の内容について、弁解すらしてない。これでは、「組織実態を暴露しやがって！腹立つ」と遠吠えしているだけだ。

「まさに系統的である」？…何を勘違いして、こんな締めくくりをしているのか。

そのとおり。まさに系統的なのである。その点だけは理解しているようである。系統的になるほど、問題が全面に亘っており、その病根が深いということだ。

批判に答える姿勢のある誠実な組織なら、思いつきで批判されるより、系統的に批判されるほうを歓迎するはずだ。

「系統的に批判されること」に、これほど逆上する理由で考えられることは、ただ、一つ。批判に対して反論できないからだ。批判者をその場限りの思いつきの物言いや煙に巻いてねじ伏せてきたことが、今後できなくなるからであろう。

弱い立場にある重症者へは暴言や脅し

で屈服させ（差別暴言記録）、もの言う批判者に対しては「みんな感謝（※1）」している。あなただけが文句を言うから、みんな迷惑している」といった子供だましの言説で黙らせてきた従来の手口は確かに通用しなくなる。

（※1 「みんな感謝している」、としつこく言うが、みんながいったい「誰に」感謝しているかは明確に言わないという。その「誰」に、「森永乳業」

「国」「守る会」「ひかり協会」「専従職員」「目の前の俺」などからどれを当てはめるかは、どうも被害者の自由な誤解に任されているらしい。）

榎木は、守る会運動やひかり協会の行動にかかわらず、そのため、守る会の運動方針やひかり協会の救済事業について理解や知識がなかった人である。守る会の方針やひかり協会の救済事業について、広く議論がなされ、積み上げられていくことに関心なかった人である。

おどろきもののき、大嘘もここまでになると、嘘つきに恥もためらいも一切感じない体質になっているのであろう。

榎木氏は、かつて、守る会岡山県本部の支部長として誠実に活動をしていた人物である。自組織の会員に嘘のプロパガンダを続けてきた長年の癖がでてしまったのだろうか？

榎木氏が支部の代表として「こどもを守る会」岡山県支部の会議に参加していたことは、被害者の一部も知っている公知の事実である。親の苦労はすっかり忘れてしまったということであろうか？

彼は、かつて支部長の任にあった頃、当時の岡山県本部委員長S氏の森永乳業本社における密室談義等の行動、最近の元事務局長H氏（被害者）の不誠実かつ不可解な言動に関して様々な事実を述べている。今後詳しく明らかにしていきたい。被告の勝手気ままな嘘とは正反対の事実が今後、沢山出てくるだろう。

この文章は、人格毀損の人身攻撃が組織内で常態化していることを明確に窺わせ

る。自らを棚に上げて、「知識や理解がない」などと被害者家族を一方的に小馬鹿にするような書きっぷりは、先の差別暴言の証拠文書の底流にある精神とも見事に合致している。

「被害者団体」を自称しつつ、強烈な独裁支配を構築してきた過程で、会員への差別・蔑視感情が指導部全体に蔓延しているのではないかとと思われるのも不思議ではない。

原告は、上記ホームページに多く投稿をして、榎木をひきつけ、榎木の、活動の応援をしている。

どうも…一般市民がインターネットにうっかり被害者支援の書き込みをすると、「被害者家族の願いを体系化し、知恵を授け、より充実した救済措置ができるように支援することで、すなわち被害者団体を破壊する」と解釈され徹底攻撃されるらしい。恐ろしい時代になったものだ…。

被告が機関紙などで主張するところの「われこそは被害者の利益を代表する唯一の団体なり！ それに異議を唱えるものは被害者に敵対するものなり！ 容赦なく徹底的に攻撃するものなり！」というロジックは、実は、足元の会員をターゲットにした、体のいい恐怖支配のマインドコントロールである。

被害者会員は、指導部から「お前達の利益を守るためと称する他人への見せしめ懲罰攻撃」を定期的に見せ付けられることにより、被告組織指導部そのものへの恐怖のイメージが刷り込まれる。これは、一般会員からの異議申し立てを抑え、思考を停止させる絶大なる効果を発揮する。

「ふきこみ、吹き込まれる」などという一般国民には無意味な、くだらない物言いを裁判所の公文書においても絶対にやめようとししないのは、その物言いが、「被害者団体」を外世界とは切り離された、外部社会とは異なる「閉じた社会」として設定し、印象付けるためのキーワードとして活用できるからである。

被告の、開かれた言論の封殺と情報公開の否定という独裁手法は、その「閉ざされ

た社会」という前提概念が、構成会員の深層心理に共有されてこそ、かろうじて効果を発揮する。これは全ての独裁組織、独裁党派、独裁国家体制に共通するところの、イデオロギーとマインドの両面に亘る誘導手法である。

ジョージ・オーウェルの「1984」を想起してしまう。

榎木は、娘榎木○子さんの父親で、かつて守る会の会員であった。○子さんは、重症の被害者で、入退院を繰り返しておられ、一進一退で病状の改善がみられないので、榎木は心を痛めていた。榎木は、重症の被害者への給付が少ないという不満を持っていた。

異様な文章である。

どこが異様か？敬称の使い方が変なのである。

子供には敬称をつけて慇懃無礼にしておき、その親は呼び捨てにして攻撃する。性根の悪さが滲み出たような「細工」である。

よほど子供の将来を案じて改善要求をする親が邪魔臭く、憎いのであろう。それとも重症者の子供は何も言えないから「よしよし」なのか？ 子供がもの言えない状態とみるや慇懃無礼に対応し、その親は容赦なく攻撃する。このような、いやらしい作為をする性根には、もはや言葉が見当たらない。

裁判の原告は能瀬氏にもかかわらず、被告の憎悪は、裁判とは直接に無関係な榎木氏のほうに向いている。

さらに準備書面を注意深く読むと、かつて被告を批判し、救済申し立てなどの行動に出た他の親で、今は高齢化や体調など何らかの事情で発言が出来なくなっている親に関しては、攻撃の対象としながらも洩れなく敬称をつけ、細かく「敬称の使い分け」をしている。

どうも呼び捨てにする基準は、「批判をやめない」親ということのようだ。もの言えない被害者は、批判の恐れが全くないので、敬語をつけてもかまわん、そのほうが体裁もいい、という判断なのか。

ちなみに、世間には、悲しいことに、

「子供のために良かれと思って苦言を呈する親を逆恨みし、永遠なる沈黙を密かに期待する」という超親不孝者が稀にいる。

しかしいずれにしても、裁判所相手にこのような使い分けをしても無意味である。

この文書が、裁判での評決云々よりも、会員への「見せしめ回覧目的」で制作されていると推察される理由もここにある。被告のいう、すばらしい「個別対応の原則」の真髄は、どうもこのあたりにありそうだ。

こんなことに神経を使う余裕があるのなら、救済事業の正常化のためにエネルギーを使うべきだと思うのだが。

自己主張のためには、被害者の親子関係を「公式文書表現」中で引き裂くこともためらわない。その感覚こそが恐ろしい。

原告らの、ひかり協会や守る会に対する批判攻撃の方法は、常識的な内部での議論とか、協議によるのではなく、加害企業森永と手を組んでいる（いわば裏切り者）に対する追及として、人権擁護委員会、岡山県公害調停に申立てるとか、国会での追及を企てるなど、原告の行動によって守る会が混乱することは、かまわなかった。むしろ、ひかり協会の救済によって、榎木ら会員が犠牲になっているという前提をもっているから、目的実現のために、会員を苦しめている協会や守る会の混乱を狙っていたのである。

被告らと言っているのだから、これは原告に加え榎木氏を含んでいるのだろう。

「常識的な内部での議論とか協議」を徹底的に封殺しておいて、よくここまで臆面もなく、すらすらと嘘が言えるものである。おまけに自らを裏切り者と括弧づけして言うに至っては世話がない。

さらに、根本的問題は、人権救済申し立て制度など法的制度を利用したら、イコール組織の破壊であり、人身攻撃されても仕方ないという異様な論理を展開するに至っていることだ。

問題は「被害者団体」の活動内容に正当性や真実性があるかどうかだ。自らを、被

害者団体ではなく、党派組織か何かと勘違いをしているようだ。こんな理屈が通用すれば、社会には、裁判所も弁護士も必要がなくなる。

「批判を封殺したことに異議を唱え、公的機関へ訴えを起こせば、被告を混乱させることであり、嫌な思いをした被告が、報復として原告をいかに徹底的に人身攻撃しても合法だ」…被告の準備書面は全編にわたってこんな意味不明の無茶苦茶な論理で埋め尽くされている。もはや「真実」や「法理」とは無縁の作文。

ここまで来ると、むしろ被告は評決の結果などは眼中になく、“異論・批判を外へ出すと、ここまでとっちめて攻撃するぞ”という見せしめに使おうとしているとしかいいようがない。

かつて、被告は、政府系外郭団体である社会技術研究センターの研究員が森永事件について公式発表した学術論文の内容が気に食わないと、所長あてに仰々しい抗議文を送りつけた。ところが、所長から「それでは公開討論をしましょう」と逆提案されるやいなや、以降、一切、音沙汰をやめてしまった。

この恥ずべき事実一つだけ見ても、被告組織に巨大な闇が存在することを被告自身が証明しているようなものである。恥ずかしくて、被害者家族への攻撃などできないはずだが。

被告の常識の中には「自由な公開討論」や「透明性の原則」という世間の良識だけは無いのだろう。

最後に「目的実現のために混乱を狙っている」と書くが、なんで被告組織が混乱すれば目的が実現できるのか、逆にお聞きしたいところである。能瀬レポートを読めば、詳細な分析の労力を投入しているだけでも被告組織を是正しようと問題提起をしていることは普通の市民には明らかである。ここでも、「もの言う被害者家族」への被告の「憎しみ」のみが全面開花している。

榎木のホームページで、「私共は事前に大会会館と兵庫県警の許可を得て抗議行動をしましたが、後日守る会は機関紙に無事終了

したと『ウソ』の発表をしました。」と書いている。榎木らは、自分たちの抗議行動によって守る会総会は無事ではなかったと主張しているのであるから、この「抗議行動」は総会の妨害の意図をもっていたものである。

意味不明。こんな作文を本当に裁判所に出すか？という類。

あえて碎いて言えば、被害者団体機関紙である「ひかり」が少しでも正確な事実を書く姿勢があるなら、総会で被害者の家族による「抗議行動があった」とありのままの事実を書くべきだろう。榎木氏は、それさえなかったことを問題にしているのであり、その事が、彼らには理解できないとみえる。

もの言う被害者家族に対する、被害者団体指導部の歪んだ「憎しみ」が溢れた異様な文面である。被害者家族がここまで表立った行動をせざるを得ない背景にある厳しい理不尽な現状を、なんとか理解し、それを改善しようという人道的姿勢が微塵も感じられない。

妨害行動の内容は、事前に警察の許可を得るなどした上、「非民主的で守る会、被害者を守らぬ会が光らぬ会と一体で加害企業を守る実態を暴くホームページ開設!!」という、守る会とひかり協会を揶揄し、攻撃する、大きな横断幕(幅約1メートル、長さ約5メートル)を、会場前に道路側に向けて張り、恒久対策の完全実施を求める全国有志というグループ名を書いた名刺を総会参加者に配布しながら、会場に来た会員に対して、恒久対策の完全実施を求める全国有志の活動に参加するように勧誘し、守る会の活動を非難した。

守る会の役員などが、中止を要請したが、一切きかなかった。

7)これは明らかに、総会と守る会活動に対する妨害行動である。

「抗議行動」という字句は、上記のとおり、

榎木が、自分たちの妨害行動について、ホームページで用いた言葉である。

抗議行動をえらく詳細に解説されているが、被害者家族の怒りの大きさが逆に良く分かる。(だから前述のように、機関紙には掲載しなかったのでしょうか)

一般的には、批判行為を「妨害」だと強弁し、批判者を人身攻撃するのは、民主集中制組織の大きな特徴だが、国法のレベルでは意味不明の論理である。

●妨害というのは、「権利者の行為や受益を妨げること(広辞苑)」である。相手を批判したからといって、「妨害」になるわけではない。

妨害とは、物理的にバリケードを張って一般参加者の入場を阻止するような事例である。

ビラをまいて、横断幕を張ったから「妨害」だと敢えて言う者は、批判が開始された時点で、批判者の権利を否定する、という独裁主義を自ら主張しているだけである。

合法的抗議に対して、中止しろといわれて、中止するのなら、はじめから横断幕なんて張らないでしょう。被告は何様のつもりなんでしょうか？主張自体がヘンである。

以上、これが、「批判」イコール「妨害」だどこじつける者たちに特有の、ゆがんだ思考方法である。相当腐敗した国家機構でさえ、己への批判行為をここまでおおっぴら且つ偏執的に攻撃する意欲は少ないだろう。

自立支援法反対で官庁街に抗議に来た団体を、政府が名指しで徹底攻撃する姿というものはあまり見かけたことがないのだが…。

そのことへの不満や対抗意識が強かったであろう、榎木は、当日、家族らと数名で突然妨害行動にやってきた。原告も、ひかり協会や守る会を相手に不満を持ち攻撃している榎木を応援するために(他にここにくる目的は考えられない)やってきた。この間守る会の総会には全くきてない原告が、わざわざ神戸

市にまでやってきたのは、原告にしたがって
守る会を混乱させてきたため、第35回全国
総会では傍聴者となることも認められないよ
うに、守る会内で窮地に立たされた榎木に
対して、原告は、強い応援をしなければなら
ないという意図をもって、当然やってきたはず
である。

「家族らと数名で突然妨害行動にやって
きた」…なんという言い草であろう。人と
しての良心を疑う。

家族と一緒にやって来るほど、守
る会の榎木氏に対する決定は理不尽であっ
たのだ。

被告組織の規約にもないところの、
「“守る会総会”への出席も傍聴も発言も
ゆるさない」という被告自身の行った暴挙
に目をむけようとしめないことのほうがお
そろしい。

抗議として横断幕をはることは、表現の
自由であり、それを「妨害」といいかえる
ことこそ、すりかえである。守る会は憲法
で保障された「表現の自由」を認めない団
体のようである。

このように、被告とひかり協会は、逃げまぐ
つたことは一切なく、弁護士会の定める日程
に従って、弁護士会の調査に協力している。

能瀬氏は榎木氏のHPの「掲示板」でも
度々ひかり協会への質問をしている。また
別の著作でも問掛けをしているのに、それ
らに全く回答をしないのだから、すべての
ことに「逃げている」のではないか。

また、山本申立人の人権擁護委員会への申
立は、事実に反し、正しくなかったから、不採
用となった。

あからさまに事実を歪曲している。不採
用になったことはない。実際には採用さ
れ、2年以上調査が実施され、1、生活手
当ての金額については国民的合意に達する
金額ではないので調査を継続する。2、そ
のほかについては調査を実行しない、との
第1回目の決定通知書が発行されている。

広島の人権擁護委員会委員長は「ひかり
協会」の顧問弁護士がなっているのだから、
そのことをどうみるかで解釈も変わる
だろう。

ひかり協会は、設立以来、被害の多様性か
ら個々の被害者のニーズに基づいた個別の
対応を基本として、救済事業を行っている。
救済は、被害者の声に応じている。また、そ
のために相談事業を最も重視している。

能瀬レポートで解明済みであるにもかか
わらず、未だにこんな主張を展開してい
る。これが「肝心の中身についての反論を
せず」「逃げている」と言われる姿であ
る。

「設立以来…」云々と、綺麗な歴史でやっ
てきたかのように偽装しても、真実は消え
ない。歴史を歪曲するものは歴史的責任を
永久に負うだけである。

救済は、被害者の声に応じている。また、そ
のために相談事業を最も重視している。そし
て、教育、労働、福祉、法律、保健医療等
様々な分野の専門家の協力を得て、個別対
応を基本とした事業を展開している。決して
金銭給付のみという事業ではない。金銭給
付にしても、検診費・医療費・生活手当・調
整手当・後見人介護費をはじめ、多様な必
要性に応じて、厳格な基準に基づき支給し
ており、原告の記述は事実ではない。

麗々しく書いているが、よく読むと、結
局、原告が指摘しているとおり、「ほとん
ど金銭給付ぐらいしかしていない」ことを
自ら認めているではないか。

原告のレポートを正確に読めば「一割実
施」と指摘しているのである。それは、当
初の救済事業項目の1割程度しか実施しな
いことで、専従職員の恵まれた給与を確保
し、残りを被害者へ配分し、専従者が自己
の私的利益と加害企業の負担軽減に貢献し

ている、と批判しているのである。この単純な批判にさえ、何も答えていない。まるで、仕事をサボってお叱りを受けている社員が、あわてふためいて、「そんなことはない、あれもしている、これもしている」と弁解し、「肝心なことをしていない事実」を隠そうとしている姿とそっくり。

加えて

「厳格な基準」でやっている？

この自画自賛についてだが、リクエストに応じて、別な意味で、厳格に「人をみて対応している」事実を今後、明らかにしていく。彼らの言う「個別対応」の正体がおいおい明らかになるだろう。

榎木は、守る会運動やひかり協会の行動にも参加せず、守る会の運動方針や救済事業に対する関心もなく、発言もなかった人である。それが、平成14年から後、原告に会って原告の影響下に入ると、次のとおり、榎木は、次々と、まったく新しく身につけた知識や考えにもとづいて発言をし、強い行動に出るようになった。

被害者の親で救済事業に無関心な人がいるだろうか。親が主体であった頃の「守る会」の会議に出席したこともない現執行部が、“発言もなかった”とは、「見てきたようなウソをいい」がびったりする。「親の心、子知らず」もいいところだ。そういう親不孝者は、自らを恥じ、反省すべきである。

だいたい、洋服でもあるまいし、そんなに簡単に「考え」が身につくはずはないだろう。もともと疑問に思っていたことでも、ねつ造と歪曲の得意の手法にかかると、ここまで見事な表現で攻撃されるという見本である。

そのことへの不満や対抗意識が強かったであろう、榎木は、当日、家族らと数名で突然妨害行動にやってきた。原告も、ひかり協会や守る会を相手に不満を持ち攻撃している

榎木を応援するために（他にここにくる目的は考えられない）やってきた。この間守る会の総会には全くきてない原告が、わざわざ神戸市にまでやってきたのは、原告にしたがって守る会を混乱させてきたため、第35回全国総会では傍聴者となることも認められないように、守る会内で窮地に立たされた榎木に対して、原告は、強い応援をしなければならないという意図をもって、当然やってきたはずである。

妄想による「でっちあげ」もここまでくれば見事というほかない。ふだんからの「練習の成果」が発揮され、批判者を陥れる手法をマスターした結果だと感嘆するほかない。

しかし、機関紙などではその手法が通用しても、場所と相手によっては通用しないことを覚悟するべきである。「ひかり」では証拠書類まで示す必要がないので、その延長で「準備書面」でもその手が通用すると勘違いしているのではなかろうか。

榎木の不信不満は、自分が正しいという理論的根拠を身につけるにつれて増幅した。また、それが誤っているために実現しないので、そして、ついてくる人も拡大しないために、不信不満は、増幅された。榎木は、原告の思想を受けついでいるが、内容がこうに先鋭化してきている。原告の考え方が、被害者救済運動の中では特異で孤立しているため、それが実現していく見通しがまったくない。そこで、榎木は、批判は体系的に発展強化されるが、不満不安はますます増幅させられた。

実現しないのは誤っているからだ、という論理を展開する被害者団体には信じがたいものがある。

かつて、加害企業による圧殺の14年間、被害者の願いは数家族の孤軍奮闘に支えられても、決して拡大せず、実現しなかった。それは結果的に14年であったが、3

0年か、ひょっとすると40年になったかもしれない。数年で拡大しないのであれば、被害者の訴えのほうが間違っていたというのだろうか。

いつから「被害者団体」は加害企業の論理を、苦しむ被害者家族へ容赦なく撃ち込むようになったのか？

「ひかり協会」のあり方を批判する者を全員このような眼でみているのだろうか。自分達の安楽な生活の糧である「現状の安泰」が脅かされることが、彼らの苦の種なのだろうか。

過去に守る会運動に深く関わっていなかった榎木の詳しく知ることではなく、「森永告発」に属し岡崎氏とも深い関係のあった原告から教えこまれて共感したものである。

「深く関わっていなかった」かどうかを誰が判断するのだろうか。自分たちにとって都合の悪いことは「詳しくすることではない」といって排除する思想がよく現れている。

これは、かなり深く原告に影響されての行動である。ホームページ掲示板に最初書き込んだ人物が原告であった。しかも、開設間なしであるのに、お互いに通じあっているとみられる。

「通じ合っている」???

これが、いやしくも民主社会の裁判所に出す準備書面の「書き方」であろうか？

一般市民と意見交換をし、論議をする公害被害者家族を「通じ合っている」と表現して憚らない集団。

この書きっぷり、まるでナチスの秘密警察・ゲシュタポの監視報告であり、悪い冗談を通り越して戯画的である。

「あいつとこいつは通じ合っている」と鵜の目鷹の目で監視される被害者側もたまったものではない。おとなしく、もの言えぬ集団にされている遠因が見て取れる。

問題の焦点は、ヒ素ミルク中毒被害者の救済である。普通であれば、被害者を助けようという暖かい人間性からの視点から、6,000名の被害者の実態などに真摯な態度での関心が向けられ、調査が進められねばならないはずであるのに、原告の関心は、被害者への救済とか援助とかに目がまったく向けられていない。

「普通であれば、被害者を助けようという暖かい人間性からの視点…」、いよいよ「美辞麗句」のご登場である。

そもそも、被告の準備書面からして、被害者家族への侮蔑的放言に彩られ、被害者家族への「暖かい心」など微塵も感じられないのだが…。 真の救済に関心がないのは被告の方ではないのか？

救済が当初の合意の1割以下と批判されれば、「1割でない事実を示さずに」嘘だと猛烈に攻撃し、内部では「いまや恒久救済なんていう時代ではないよ」と言い合い、ならば「金の分配しきしない専従者集団は要らないのではないか」というと、今度は「金の分配だけではない」と言い張り、結局、「1割実施」しかせず、重症者への「冷遇」を長期かつ強固に維持する、恵まれた待遇の専従者集団の存在を裏付けているだけである。

被告の主張をいくら見ても、被害者に真摯な救済をしていないことだけが明確になるだけである。その帰結として裁判や人権救済申し立てが発生する。

この準備書面を読み替えると、「被告は被害者全員のことを知らないから、救済には関心がないし、暖かい心などない」。空いた口がふさがらない暴言である。被害者全員の実態調査をする本来の義務があるのが被告組織であり、なにを偉そうに言っているのか？ そしてそれを一度でも誠実に実施したことがあるのなら、なぜ、重症者の親の憤りを長期に亘って無視し、封殺し、いよいよ我慢できずに明るみに出てきた途端に、見境のない組織的弾圧を加えてきたのか…。

調子に乗るのは自由だが、被告の発言は、そのまま、全部被告に帰っていくだけである。

能瀬レポートや、人権救済申し立て書では、まさに苦しみ抜く重症被害者家族のリアルな現実が詳細に報告されている。被告の言う「問題の焦点」を徹底的に検証しているのは原告である能瀬氏のほうに他ならない。

この問題提起を頭から無視し、また他の被害者家族に「その声に耳を貸さないように」、などと呼びかける「被害者団体指導部」のほうこそ、驚くべきモラルハザードである。

ちなみに、ひかり協会職員による被害者本人への差別暴言は、よほど「暖かい人間性」から生れた発言なのだろう。「頭かちわったろうか」「アイキューなんぼな」…こんな耳を疑う冷酷な発言は前代未聞、他に類例がないと思うが…。

能瀬レポートで紹介されている膨大な問題点のどこに「暖かい人間性」が垣間見られるのかご説明いただきたいものである。それが全くないのはどうしたことだろう。

能瀬氏はその具体的態度で、被害者の救済に極めて高い関心を払っているのであり、被告はその具体的行動で、「救済へのあまりの関心の無さ」を露わにしている。

言うに事欠いて「暖かい人間性」を他人に説教する前に、胸に手を当てて反省すべき事柄があまりに多いはずだ。説明責任を果たさずしての美辞麗句の乱用は、今後は通用しないことを肝に銘じるべきだろう。

原告はこの500名以上いる「救済事業協力員」の誰からも聞き取りはしていないはずである。

それではこれから時間の許す限り、じっくり聞き取りをしよう。そして、重症被害者の現状について、500人もいる「協力員」が、重症被害者の現状に対して一人ひとりどのように思い、自らの良心に恥じないどのような対応をやってきたのか？榎木氏や、山本氏のような、かつて組織内部でも重要な位置に居た重症者の親達の悲痛な訴えに対し、この「すばらしい500名ものシステム」はどのような具体的改革案を提出し、実行してきたのか？については、全く触れていない。イメージで誤魔化そう

という時に特徴的な空虚な表現である。これから、アンケートでも実施しようではないか。さっそく、500人の名簿を原告宛に提出いただくのではないかな？

ここまで麗々しく書いたのであるから、裁判所に誓って、かならず名簿が近日中に送られてくるものと確信する。

不満を持っている数名の被害者から聞き取りをただけである

「500人から聞き取りをせよ」などの麗々しい主張が一気に色あせてしまう結論。要するにこれまで押さえつけて封じ込めてきた外部に聞かれたくない「不満」を、聞き取り、公にしたことが我慢ならないということであろう。

しかし、およそ改善のためには、不満を持っている人々から聞き取りをすることこそが必要であろう。「不満を持つ人間の意見ばかりを聞いている」などと「非難」するなどということは、不満を圧殺したい願望があることを自ら証明しているだけである。

さらに、この言い草は、一般的な少数者による問題提起である訴訟提起の意義を根こそぎ否定する発言であることはもとより、森永事件など公害事件の救済運動史の意味をも根こそぎ否定する暴言である。

批判を封殺することをためらわない、絶対主義的権力者の側の言い回しである。このような言い回しが「被害者団体」の辞書にあり、平然とその辞書から公の場に出てくると自体が恐ろしい。

ちなみに、民主集中制の飯の種は「大衆の不満」ではなかったか。「不満」を餌に這い上がり、それゆえ「不満」を何よりも愛する集団であつたが…。いったん政権や実権をとると、不満分子全般が邪魔になる。それはまた、全体主義者とその運動に共通する特徴でもあるが、全体主義者だけがこれを理解できない。これもまた宿命なのだろう。

原告は、被告の森永告発に対する態度を無視し、

訴えられている被告が、原告に向かって、「我々の原告への態度を無視した」…??? こんな、ちんぷんかんぷんな作文を裁判所に出してはいけない。まるで地動説である。

原告は森永告発から脱退すべきであった

驚くべき主張である。

地動説が調子にのって、いっそのこと、地球の周りをくるくる回るうっとおしい太陽はゴミ箱へ入れてしまえ、そうすれば、俺らが中心に見えるじゃあないか、となった事例。もちろん、それが実現したら地上は暗黒になり全員凍死するのだが…。これまでひかりを与えてもらい、暖めてもらった恩義などもはや関係ないという被告の願望を端的に表した放言である。

森永告発の運動が無ければ、不買運動も成功していないし、恒久救済対策案も実現はおぼつかなかった。

被害者を支援して多大な歴史的貢献をしたところの、被害者にとっても大先輩にあたる市民が、そのボランティアから脱退すべきだったと何十年もたって被害者から「説教」される恐るべき現状でもある。

「被害者団体」にひれ伏さねば、人にあらず？笑止である。

お世話になった親たちの苦勞を平然とこき下ろせる今の「被害者団体指導部」らしい物言いである。政策や救済への考え方の相違という高尚な次元の問題というより、先人への感謝の気持ちの欠如、歴史への冒涇と、人としてのあり方を説く親を疎ましく思う、単純なる不孝者の精神構造が問題の根源にありそうだ。

それに、そもそも「森永告発」は規約も無いゆるゆるの市民ネットワーク。規約がないから、いわゆる統制組織とは言えない。メンバーは思想信条も百人百様、そのメンバー自体もいつも流動的に入れ替わっており、森永告発という自由市民運動に「脱退」という思想を当てはめること自体が無意味なことを被告は理解できないよう

だ。市民運動は党派ではないことも理解出来ないであろう。自分達を中心に世界を解釈すると、こんな愚かしい発言を平気でおこなってしまうという事例だ。

原告の活動を知るものはほとんどいない

多くの関係者、一般市民が知っている。

この準備書面を書いた者は知らない。だから平気で市民に嘔み付けるのである。

知らないなら、リクエストに応じて、今後、広くご披露していく。

給付に金が回っていないと公害調停をはたらきかけ

被告は次から次へと、問題を増やすのが得意なようだ。

公務員が通報市民のプライバシーを守らず、守秘義務に反して、原因者へ通報しているとすれば、今後新たな係争事案となる重大な問題である。

【最新動向】

平成21年12月4日提出 被告側第4回目の準備書面

事実と評価

平成21年12月4日、被告より第4回目となる準備書面が岡山地裁に提出された。

今次書面では、被告が機関紙に書いた内容が、嘘であるか真実であるか、という訴訟の争点には一切ふれていない。

それどころか、未だに「原告が被告とは違う異論を主張するから、被告は困る。だから、被告は、嘘で塗り固めた機関紙で批判者をいかように攻撃しても許される」と自らの不法行為を正当化

する暴論を一層シンプルに主張している。

(※1)

今次被告文書は、係争の争点とは無縁の文書であり係争上は取り上げる価値のないものである。

だが、プロパガンダで埋め尽くされた今次被告文書は歴史的な文書となった。

公害被害者救済の理念がどのように捻じ曲げられていくのかの悪しきモデルケースの解説書が登場したからだ。

その点に関しては、検証をする必要があると考え、分析を行いたい。

※1) 被告の言う「異論へは不法な手段での攻撃が許される」というロジックは言論弾圧の基本思想そのものであるが、被告は「被害者団体」というイメージを活用して、なんとか「例外」を認めさせ、異論の封殺という極めて凶暴な政治目的を達成しようとしている。今係争で、被告が仮に処罰されなければ、「言論弾圧は、被害者団体には認められる」という、ものすごい判例がこの社会に登場することになる。

己の私益が目くらんで、民主主義の破壊を推進していることへの自覚さえなくなっている被告は、罪の意識もなく、争点から外れる文書をしつこく提出して、裁判所を法理の外で籠絡しようと画策している。

言論封殺行為が全ての不正義と腐敗の温床であることは、民主主義社会での核心的知見だ。そして、被告機関紙での不法な人身攻撃は単純明瞭な違法行為であること、その手法が、被告組織の言論封殺システムの重要な手段と化していること（これは厳密には今次係争の主要争点ではないが）も、すでに明らかだ。

冒頭-----

原告の主張する、被害者救済に関する基本的な考え方は、今、現に実施されている被害者救済とは、その基本原理からして、根本的に相違している。原告は、救済はかくあるべきだという原告が独自に持つ空想的な被害者救済の理念に固執して、そこから現実に実行されている財団法人ひかり協会(以下単にひかり協会という)の被害者救済を批判するので、原告の批判は的はずれであるし、まったくかみ合わない。また現にある救済事業に対して、空想論からの批判がなされるため、誤解が生じ、混乱が起こるから、本件の「ひかり」を発行するなど、被告は対応を必要としている。

この文章を読むと、被告が被害者団体とはとても思えない。被害者救済事業への改善提案を「空想論」と切捨て。

言論封殺には熱が入るが、被害者救済の改善には関心薄。あげく、原告を「よそ者」よばわり。

さらに続けて、被告は次のようなことを言うのである。

「(前略)…恒久対策案の中の、各種の条項を、森永乳業がすべて実行すると約したことはない…(後略)」

なんたる物言いか…。被告は森永乳業にいつから取って替わったのかのか？

しかし、事実は正反対だ。森永乳業でさえ、被告のような物言いをしたことはない。

森永乳業はかつて、

「『森永』は前2項の立場に立って救済対策委員会の指示を忠実に実行するとともに同委員会が必要とする費用の一切を負担することを確約する。(1973.12.23第五回三者会談確認書 第三項)」と約しているのである。

(さらに冒頭の前2項とは、…

1. 「森永」は森永ミルク中毒事件について、企業の責任を全面的に認め、心から謝罪するとともに、今後、被害者救済のために一切の義務を負担することを確約する。

2. 「森永」は被害者の対策について、「守る会」の提唱する、森永ミルク中毒被害者の恒久的救済に関する対策案(以下、「恒久対策案」という。)を尊重し、すべての対策について同案に基づいて設置される救済対策委員会の判断並びに決定に従うことを確約する。

…というものだ)

にもかかわらず「森永が内心言いたくても言えない」すさまじい暴言を、被害者団

体が公言している。通常ありえない、驚くべき恥ずべきモラルハザードである。

かつて、弁護団も、森永乳業から「必要な資金につき無制限に支出する」「一切の義務を負担する」という言質をとったことを自慢しているにもかかわらずだ。

（「森永ミルク中毒事件と裁判」p 35

1. 491 実際は全ての金銭支出というものは有限である。無制限支給とは、加害企業の姿勢をあらわしたものであり、よもや、被害者団体が、「無限ではないし、全部やってくれるなんて約束してもらってないですよ」などと後ろ向きの再確認を始めようとは誰も想定だにしていなかったであろう)

「ひかり協会」に対して、より充実した救済を強度に要請すべきはずの被害者団体「守る会」が（そのために別々に存在している）、「ひかり協会」さえもあからさまに言えないような、「恒久救済の全面実施など不可能だ」といった暴言を吐き、勝手な後ろ向き解釈の先行実施を開始した。まさに悪徳極まりない歴史的文書である。

曰く「資金が有限のひかり協会に、決めたとおりにやらしてもらえないから、完全実施など不可能」みたいなことを言うのである。

原告に対しては、被害者団体として高慢な言い草を百もしておきながら、こと救済事業に関しては被害者団体としての本来やるべき「主体的働きかけ」を自ら捨て去ったロジックを平然と展開する。この“お代官様”的論理には事情に疎い市民でさえ、直感的に奇異なものを感じるはずだ。まさに歴史の大掛かりな改ざんが前提にあって初めて可能となるロジックである。

そもそも原告である能瀬氏は、本来の救済のあり方とあまりに隔絶した現在の救済レベルを問題視して、比較対象表の中で（本来約束された救済レベルの）約1割しか実施せずに、しかも、不当なシステムで運営されていると、現状を指摘・批判し、被告に対し、真摯な反省と誠実な是正への努力の開始を問いかけているのである。言葉じりを取らないマトモな大人ならすぐに分かることである。原告は次のように書いている。

「（前略）…守る会の役員たちはそ

れが間違いだと宣伝しています。その理由としてあげるのは「恒久対策案は森永措置案に対抗して作成した」とか「恒久対策案の一言一句を完全実施しないからけしからんというのは恒久対策案の精神に反する」と言っています。これまでを読んでもらえば、「あて馬」説が間違いだとわかるはずです。恒久対策案の実施率は、現在約1割程度ですが「一言一句を完全実施しろ」と言っているとの反論は、せめて5割でも実施してから言ってもらいたいものです。被害者でありながら、これほど加害企業に「思いやり」ある擁護論を展開すれば、森永は随喜の涙を流して喜ぶことでしょう。その半分でも重症者に「思いやり」を示してもらいたいものです。

50年前に受けた被害は、それほど軽かったのでしょうか。被害者の中にはヒ素ミルクを飲まされたために、一生を棒に振ってしまった人もいます。それらを償うにはどれ程のことをしてもらっても、満足できないと思います。恒久対策案はよくできていても、完全無欠ではないのです。完全に実施しても体はもとには戻らないからです。

三者会談の確認書は被害者が補償をうける権利を認めた文書です。それを守る会が自ら放棄するような言動をして、恥じないことが私には理解不能です。その権利を否定する文言を過去の文書から抜き出し、前後の文脈を無視して被害者に不利な見解を守る会が主張しているのです。当然受けるべき権利を自ら否定するのは、どのような思惑からでしょうか。」

被告は、原告の抑制の効いた大人の指摘

を意図的にフレームアップして、「完全実施は無理だ、被告は無理なことを言う破壊者だ」などと一人芝居をうっている。この「一人マッチポンプ」は、被告が現状の「1割実施水準」を正当化するため、それに邪魔となる原告のレポートを埋葬しようと計画したパフォーマンスに過ぎない。あくどい政治家が常套手段とする政敵排除の手法だ。能瀬レポートを読んだ人々には、被告の言説は、「美辞麗句」だけが乱舞する空虚で不審なものでしかない。

だが、もとより、完全実施をもとめる被害者家族が「無理を押し付ける」などと攻撃されるいわれはない。「我が園は日本一の福祉施設になって、入所者の幸せに貢献しよう」と高い志を持つ職員を、「極端な目標を主張して我が園に混乱と分裂を持ち込む破壊分子」と攻撃する経営者はいないはずだ。

この場合の「マッチポンプ」は、高い志や、目標設定というものを、はなから理解したくない被告指導部のごく一部の者の思惑から生れた手法であろう。

即ち、「批判意見を極論化して宣伝し、それへの眩惑（めをくらまさせ、まどわせる）効果をもって自らの腐敗温床に対する周囲の観察力を減退させる」という大昔から使い古されてきた手法である。

被告の展開する低次元のロジックは、しつこく繰り返せば繰り返すほど、要するに、被害者本位の高い目標設定を被害者団体が持つという当たり前の思考に対し、極端なまでの嫌悪感を持っている被告の深層心理をあからさまにするだけである。

もっと砕いていえば、基金運営の実態が、定量的かつ客観的に事業の誠実性が判断されることへの嫌悪感という、被告団体のごく一部の者の本音である。「有限資金での高い目標の追求」は、厚待遇の専従職員のあり方への見直し論にも直結しかねないからだ。

要するに自分の取り分を減らしたくないのであろう。もってまわった言い方で十数ページにわたって長々展開しても、その意図は隠せない。

資金は有限である、当たり前の話だ。原告のこれまでの指摘の要点が、救済レベルが完全であるか完全でないかの二者択一を迫るものではないことや、資金は無限であるか有限であるかという言葉遊びでもないことは、マトモな大人であれば、すぐに

分かることである。

資金は有限であるから救済のより充実した実施展開に全員、知恵をしぼっていかねばならないのだ。そのためには、被害者の生々しい改善への声や、現状を憂う、ときには鋭い怒りの声さえも大切なはずだ。それに真摯に耳を傾けず、弾圧ばかりを繰り返すから、被告が、何らかの意図に基づいて被害者へのもの言えぬ支配管理を優先し、指導部が加害企業の価値観にすり替わっている実態があからさまになってしまうのである。

「資金は有限だからこれ以上の救済は無理だ」と被告が偉そうに言えば言うほど、それはそのまま、

“であれば、基金専従者の厚待遇は一体なんなのだ” “元々は、もっとも苦しんでいる被害者へ向けて支出されている基金ではないか”、という本質的疑問が返ってくるだけである。問題は単純である。

基金専従者集団の特権的地位を棚に上げて、被害者団体指導部が基金の運営のあり方を問題視せず、基金に成り代わって「重症被害者には厳しい待遇もやむなし」と臆面もなく言い放つご都合主義的「基本原理」が、数十年に亘る機関紙宣伝や人的工作を通じて、今では、被害者会員に「浸透し、理解されている」と強調するのであれば…それは、「被告が自主的に加害企業の本音をくみとり、救済資金の将来的圧縮もやむなしとする思想を被害者のマインドへ先行的に浸透させる努力にまい進している」と言い換えたほうが的確だろう。

原点に戻ろう。

そもそも、原告の批判提言は、被害者家族本人たちの願いをまとめ、体系化されてきたものである。被告自身までが「原告は、被害者家族と通じ合っている」と散々言い放って来たのだ。

ところが、その主張を、「空想論」「よそ者が（中略）勝手なことをして、被告らに迷惑をかけている」と言うのなら、結局、被害者家族自身がモノ申した時点で、「よそ者」の主張としてまとめて排除してもいいという暴論ではないか。（※2）

「恒久救済対策の基本原則（基本理念）が喪失しているから問題である」と、原告やそれと「通じ合っている（被告の弁）」被害者家族が主張してきたのだ。基本原則

を問題にしてきたのは原告らであり、基本原理を勝手に改ざんすれば、必ずその矛盾と、腐敗の温床があからさまになる。

被告は、「逸脱し切った基本原理」で何が悪いんだと開き直る前に、歴史を振り返り、重症被害者家族への「暖かい心」にもとづく「努力」をしたらどうなんだろうか。

(※2) 被害者家族も、批判をした途端に被告組織から「よそ者」扱いされるということ。前回の準備書面で被告が明言しているように、会員被害者家族の使う日本語が、能瀬氏の使用する日本語と似ていようものなら、ましてや、能瀬氏と喫茶店で話したことがあろうものなら、「破壊者・能瀬から煽動を受けた被煽動罪」という、聞いたこともない新種の罪を被せられて、正式に排除される。それが被告のロジックの一大特徴だ。

裁判所公文書中における「よそ者」放言について。準備書面の劣悪な品質。

被告の密室性と異論排除思想が明らか

公式文書中の、この低俗な放言には目を疑う。異論に耳を貸す姿勢など、はなから持って居ないことを、被告自身が自分で暴露したにも等しい象徴的発言だ。悪党が暴力で支配する西部の街にやってきたジョンウェイン保安官へ最初に投げつけられる悪罵だったような…。

被告が今次裁判で展開してきた、「争点外し」の膨大な美辞麗句のオンパレードも、この言葉一つで、すべて帳消しになってしまった。「よそ者排除」で成り立ってきた閉鎖社会の巨大な闇は、「おして知るべし」である。

被告が麗々しく主張する最新版の「恒久救済理論」の欺瞞について、継続的にその問題点を掲載していく予定である。

■被告「守る会」の第6回準備書面の実態

平成22年2月8日提出
被告第6回目の準備書面内容
事実及び評価

被告の主張（ゴシック体部分）

1、生活手当について取り上げて説明する理由

（1）原告は恒久対策案が空洞化していると非難する場合、いつも「生活手当」をと

りあげている。そして原告は、甲29号証（森永ヒ素ミルク知有毒事件発生から50年）ではひかり協会が加害企業に思いやりある擁護論で森永は随喜の涙を流して喜ぶ、と加害企業の言いなりになっているかの如く批判している。その場合常に引用するのが、生活手当である。そこで、この準備書面ではひかり協会が実施している生活手当に関して説明する。

（2）①生活手当などひかり協会が支給する金銭給付は、損害賠償ではなく、救済として給付され、②生活手当の金額などの救済内容は、被害者が長い時間をかけ討議した末、被害者自身が決定した。

（原告側の指摘）（明朝体）

この裁判における被告は「森永ヒ素ミルク中毒の被害者を守る会」である。

一方、生活手当を支給するのは、救済機関である（財）ひかり協会である。

ひかり協会が被害者救済にあてる資金は、加害企業森永から出ている。

被害者で組織する被告がひかり協会の弁護を何故シャカリキになってするのか、それがわからない。

ひかり協会が森永に「思いやり」ある擁護論を述べれば「随喜の涙を流して喜ぶ」と原告が批判することが、なぜ、「ヒ素ミルク中毒の被害者である被告」のゲキリンにふれるのか分らない。

生活手当については、恒久対策案に示されている基準が「国家公務員一般行政職の給与相当」とある。原告はそれが守られていない、と批判しているのに、被告である「被害者を守る会」がシャカリキになって否定するのわからない。

被告の主張（ゴシック体部分）

4. 生活手当にかかわる被害者の選択と決定、生活手当の内容

（1）ひかり協会が行う被害者救済は、財源の金額による限界はあるものの、大勢の多様な被害者に極力細かく対応するようにしている。30歳代をむかえて、新しい対応がなされた。

（2）被害者が30歳代を迎え、親亡きあとに被害者が生活できるように生活設計をし、地域で支えられて生きて行ける体制を確立するようにした。また相談体制を強化し、健康管理、病気の予防の対策を強めようという考えが出てきた。

（3）30歳代を迎えての被害者救済事業の基本的確認事項の中では、障害が重い人については、つぎのとおりにまとめられている。

被害者の中には、障害・症状が重度であるために、なお自立が困難な者が多くいることは周知の事実である。

そのため重度障害者に対する生活保障事業としての手当の内容は、公的給付と合わせて、国民的合意の得られるものとする。本人の所得保障の水準額は、30歳の勤労者の賃金の60%とする。

（4）、（5）は略

（6）被害者（父母、親族を含む）や関係者の間で、以上の30歳代の救済のあり方の議論をすすめる中で、次の①～③が、被害者や関係者の間で共通認識となった。

①「協会事業には賠償金の支払いは含まれないこと」「救済とは、被害者の教育権、労働権、生活権等一切の生存権の回復を目指し、その発達を保障すること」であることの認識を改めて強くした。

②行政協力を積極的に求め、公的制度・社会資源の活用をはかる。

③救済事業は、森永の被害者だけがよい

生活をするのではなく、国民と共に我国の福祉の向上を願い、ひかり協会の救済事業は、国民の福祉の向上と被害者の福祉の向上が同時に行われるように考え、国民の理解と支援を大切に、事業をすすめていかねばならないことの意識を深めた。

(7) ひかり協会の生活手当の受給条件と特徴

①生活手当の額は、重度の障害のある被害者の1カ月の生活費を想定している。障害者基礎年金を受給している事を受給要件とし、年金と生活手当を合わせて生活保障水準額となるように制度設計されている。

被害者の中には、中小企業で一生懸命苦勞して働いても、給料の少ない人もあり、働かないで受取る生活手当について、被害者全体の公平感も考慮された。

②生活手当の制度もその額も、被害者(父母親族をふくむ)自身が決定した。

③ひかり協会は、被害者救済の内容について、国民の理解がえられることに強い配慮をしている。守る会運動が、国民の理解をえられず、失敗した過去の歴史の教訓を重く受け止めている。生活手当の金額の決定に当たっても、国民から理解の得られる水準を考える。そして、生活手当は、国民の福祉の向上と共にあると考える。

④1カ月の、保障されるべき生活費は、障害基礎年金1級の受給者も2級受給者も同額であることを前提としている。そのため、障害者基礎年金のおおしい1級の受給者が、2級の受給者より、生活手当の額が少ないことになる。

被害者らにある個別的違いの部分は、生活手当とは別に実施している。健康の

回復やリハビリテーション、自立生活の確立、社会参加のために必要な費用の援助などで充当される。そこで、障害基礎年金の1級受給者と2級受給者で生活保障水準額を変える理由はないという前提である。

⑤出発当時は、月額11万円であり、生活手当1級45,125円、2級58100円であり、障害者基礎年金は1級64,875円、2級51,900円とされた。

(8) ①原告は、障害の重さだけにこだわる損害賠償方式の考えに立って、ひかり協会の救済方式を批判するが、守る会に集まった被害者は、ひかり協会方式(地域で、国民の理解をえて、自立を目指す被害者共通の福祉の向上)を選択している。

②ひかり協会の救済事業は、個別にヒ素ミルク中毒との因果関係を明らかにした上で、被害を金額に算定する保障制度ではない。被害者に発生した健康状態の悪化等に対して、ひかり協会のもつ対策のメニューを提供して、被害者の救済をする制度である。

③ひかり協会の救済事業を希望している全被害者が、この救済方式を受け入れ、賛同している。

(9) ①また観点をかえると、ひかり協会の救済は、生活手当だけではない。生活手当の分野以外に、多くの救済メニューがあり、被害者は、他の方法による救済と重複して、総合的な救済を受ける。

②重い介護を要する被害者には介護料を支給している。「30歳代の救済事業のあり方」が実施された当時、生活保障水準額に介護料を合わせると、月額176,000円となっていた。

③ひかり協会の救済は、被害者の全生

涯にわたる福祉向上のためにおこなわれる。損害賠償額の金額計算という観点で判断されるべきではない。

(10) 榎原氏ほか2名が岡山弁護士会と広島弁護士会の人権擁護委員会に人権侵犯の申立をした。

(11) ①ひかり協会は、被害者の意見を最重点としてきき、専門家の意見をうけながら、公正に救済を実施した。

②ひかり協会の救済は、恒久対策案をそのまま実施するものではないことが、繰り返し確認された。

③ひかり協会の救済は、教育、労働、生活など被害者の自立に向けての全面的な支援をすること、全被害者の福祉の向上がひかり協会の救済であるとされた。

④ ひかり協会の救済は、総合的な救済事業であること(第2の原則)、そして個別対応こそ生きた救済である(第3の原則)という観点(救済の3原則)から救済がなされるようになった。

⑤ 恒久対策案当時とは、まったく姿をかえた救済方策になっていった。恒久対策案を、そのまま論じても意味がない程に、協会の救済は変化発展している。

⑥ ひかり協会の救済は、公的制度の活用と行政協力を重視し、公的福祉を補完するという考え方である。

⑦ 救済は、被害者らが議論し、ひかり協会の事業として実行されていったが、生活手当に関しては、保障されるべき生活費の額を10万円として、被害者の間で議論がすすめられた。

(原告側の指摘)(明朝体)

10万円については、当時の他の被害者が得ていた労働賃金との公平な扱い

(他の被害者が苦勞して働いて得られる賃金より、働かない被害者への支給が高いと、被害者全員の間で共感が得られない)も考慮し、また、守る会の基本方針であるところの、国民の理解を得られる金額とすること(守る会は、被害者の福祉の向上と国民の福祉の向上を、共に考え、歩んでいかねばならないとしている)も考慮して決定した。

この額は、30歳の勤労者の賃金の60%という額になった。

⑧ 生活手当を決めたのは、被害者自身である。ひかり協会は、被害者の意見を尊重した。被害者の間では、いろいろな段階、長い間の議論の末にきめられた。被害者が決めた制度である。

原告は被告に「協会の救済事業」について説明を求めたことはない。これらはすべて裁判の「争点とは関係ない」ことである。これらは裁判の引き延ばし以外のなにものでもない。

生活保障事業とはギョウギョウシイ名前をつけたものだ。

・単に金をはらっているだけのことで、それが事業と呼べるものなのか。

・「国民的合意」をどのようにして得たのか。

・「本人の所得保障水準額」というが、誰が「本人の所得」を保障しているのか。

ひかり協会が払っているのは僅かなものである。内訳は国の障害者基礎年金と協会の生活手当を合計したものを「所得保障水準額」と称している。

所得の大半を国の年金におんぶさせ

ておいて、それに生活手当を僅かに「上乘せ」ただけで、あたかもそれを、ひかり協会の事業のごとく「生活保障事業」と詐称しているにすぎない。

その上問題なのは「30歳の勤労者の賃金の60%」としていることである。準備書面のなかでは「被害者の中には、障害・症状が重度であるために、なお自立が困難」と書きながら、なぜ「30歳の勤労者の60%」なのか、その説明もない。

「自立が困難」なことを知っているのは被害者である被告のはずである。健常者より生活費も多くかかることは常識であるはずだ。その上、最大の「ギモン」は「勤労者の賃金」と称する統計資料の出典である。

これまで原告は、「出典の明示」を求めてきたが、被告は黙殺である。その後も裁判において被告準備書面には、なんども「勤労者の賃金の60%」が出現したが、出典は明らかにされていない。

「国民の理解と支援」を掲げながら、以上のような「重大決定」を新聞発表するわけでもなく、それらを決定した会議も公開されたことはない。すべて「密室で決定」された結果を発表しているから、異論が排除されていることは、外部

のものにはわからない。

4.(3)で「障害が重度で自立困難」と言った舌の根が乾かぬうちに「働かないで受取る生活手当」と書く無神経さには啞然とするばかりである。

「公平感」をもちだし、最重症者が受給する「生活手当」を比較の対象にするところに、弱者と弱者を競争させて不満の矛先をかわす意図が明白である。

生活手当の低額化を目論見み、あたかも過大な補償要求を事件発生当時にして運動が失敗したような誤解と嘘を重症者に与えようとしている。当時のことを詳しく調べも解説もせずに、事実を歪曲しているのである。

④生活手当が1級も2級も同額であることの正当化を図るために、リハビリなどあたかも実施しているかのように羅列している。岡山市に住むYさんは両下肢障害の2級の被害者であるのに外出もできないで、家内の移動すら壁伝いにしている。リハビリなど受けたことがないという。自立生活をするためには家のバリアフリー化が緊急の課題であるが、それすらしていない。

広島Y.Nさんは1級の被害者であるが、26歳の時に初めて養護学校へかうようになった。それまで学校教育と無



縁だったので、団体生活になじめなかった。そのことを心配した両親が、ひかり協会へ休祭日に訪問指導をしてもらいたいと、ケースワーカーの派遣を依頼した。しかし拒否されたので、ひかり協会理事長に要望書を出し続けた。理事長からは返事がなく、実現したのは、4年半後でそれも2年でとりやめになった。

(8)①については、原告はそんなことを言ったことはない。2006年にひかり協会が発行した『ひかり協会30年の歩み』の35頁には

＜「30歳のあり方」では、「協会事業は、過去の金銭賠償を対象にしたものではなく、被害者の現状回復を基本とした救済制度であり、『恒久対策案』でいう新しいパターンの損害賠償制度である」とし、これを「三者会談方式」として定着化した。＞

とひかり協会自身書いているのであり、被告は「知ったかぶり」をしてあたかも代弁人のごとく、また親衛隊のごとく装いながら、マチガッタことを平気でばらまいている。

(9)①また観点をかえると、公的サービスを紹介することや、公的施設を紹介することもひかり協会の「救済メニュー」のなかに入っている。

②介護料を生活手当と合算することは筋違いのことである。介護するのは親兄弟であり、自身が仕事で得られるべき所得を犠牲にして被害者の介護をしているのである。176,000円をあたかも多額のように記載しているが、もし両親が介護にあたれば、この金額で3人が生活することになる。介護料は親に支給され、生活手当は本人に支給されるのである。

「みそもクソ」も一緒にするとはこのようなことの例えである。

(10)この事実を記載したことを見とがめて、被告は「学者の論文」にケチをつけてきた。事実の記述すらも、自己に不利益と判断すると許さない、という体質を如実に表している。

だから、被告たちに都合のいいことしか言わない「専門家」の意見しか聞く耳をもたないことになる。そこには「公正」な運営は期待できない。

(11)ひかり協会の救済は恒久対策案をそのまま実施する考えはないようだ。そのなかで「金のかからない、人手のかからない、時間のかからない」ことしかやらない。③についてもYさんやY.Nさんの例に本質は現れている。

④の個別対応とは、別名個別撃破であり、「できない、できない」とできないことを繰返し、「あなたのいうことをきいていたら、ひかり協会はつぶれてしまう」(広島Y.Nさんが言われた)とあきらめさせることである。

⑤恒久対策案の内容を詳細に解説すると、具体的実施項目32の内8割は不実行である。

⑥公的制度と行政協力を利用すれば、森永から支出された費用を内部で分配するときに、あらかじめ固定費をさっぴく者達には画期的な「節約策」となる。

それは、国民の税金でもって森永ヒ素ミルク中毒の被害者を救済することになるのだが、実際の意味は正反対である。前述でみたような価値観をもつ者たちが仕掛けている意図は別のところにある。

救済資金から得る自らの厚待遇を維持するためには、重症者への支出を低く抑えることが必須となり、考えついたのが、「行政協力」である。それが重症被害者へハッピーな効果をもたらしているのなら、言論弾圧も除名なども必要ないはずだ。また、自らの独裁体制

を維持するためには、加害企業の意図をあらかじめ汲むことも必要になろう。

このような政策をとることが、加害企業の救済へのモチベーションを低下させ、公害事件の教訓化にとって反面教師になることは、企業社会で生活する国民には想像に難くないが、被告には理解できないらしい。

被告は、被害者への低め抑制政策を「国民との合意」などと強弁して、「国民」を会員への脅し文句に使う。ならば、この公的年金や公的施策・施設の併用について、全国民に対し、いつ説明責任を果たし、全国民(被告が好きな「全被害者」にならう)とどう合意を取り付けたのか？ 国民からの批判に噛み付く前に、国民の税金を使いながら、国民への説明をサボって、一国民を弾圧している自らの態度を恥じ入り謝罪し、即刻その態度を根本的に改めるべきだろう。

⑦10万円とは1985年の頃のことである。被害者の間といっても健常者ばかりであり、重症者は入っていない。「30歳の勤労者の賃金の60%」と被害者が30歳の時にいわれると、40歳になれば「40歳の勤労者の賃金60%」と思うのが常識的な考え方である。それが現在54歳になっても「30歳の勤労者の賃金」即ち1985年時点を基準にしているためスライドしても僅かだ。だから、当時の生活手当1級の月額50,000円は現在57,492円で増加したのは、7,492円である。それに比べ障害者基礎年金は61,817円が現在は82,510円になっている。

⑧この論理は被害者自身が決めたのだから文句はなかろうということである。しかし被告は準備書面(4)の5頁3では次のように書いている。「救済対策委員会(ひかり協会)が救済事業として取り上げてくれなければ、救済対策はできないのである。」さらに続けて「(1)被告

の準備書面(1)の12頁⑤項で説明したとおり、恒久対策案の中で、救済は、救済対策委員会を設置し、同委員会が資金の運用、基準の設定その他必要なすべてを決定し、そのもとで救済をすすめる、ことを決めていた。」と書いているのであるから、被害者自身が決めることなどできない相談である。都合の悪いことになると、「それは被害者自身が決めたことだ」と前言を翻して恥じない言動には辟易するばかりである。

5についても被告の主張は前項と同じ論理で「被害者自身が決めたことだ」と強弁しているにすぎない。これまでは「ひかり協会が決める」ことだと主張してきたことを、ここへきて「被害者自身が定める」ことだと逃げをうちだしたのは、これまでの理論の破綻を露わにしたにすぎない。

いずれにしても、被告とは別の組織のことを「被害者を守る」ことを忘れて「ひかり協会」を守り、「加害企業」を守り続ければ、理論的に破綻をきたすことは、目にみえていることである。

(3) 生活手当の内容

「本人の生活費を賄う」とはどのような基準によるものか、さらに本人は「結婚しない」前提なのか、また「子供を産まない」前提なのか明らかでない。本人1人の生活が賄えれば、それでいいという考えなのだろうか。

「類似する公的制度」とはなにを指しているのであろうか。公害健康被害の補償等に関する法律によれば、4年前の基準で男子353,100円、女子204,200円を給付月額として決めている。どのような制度を調査したのか、明らかにする必要がある。

また「労働者の賃金水準」というが、どのような統計を調査したのか、変動については、どのような方式を適用しているのか、それらのことはまったく明らか

にされないものである。

原因になることである。

(4)生活手当は「このように」といわれても「どのように」選択したのかあきらかではなく、なにが「成果」なのか「ちんぷんかんぷん」である。

6、全被害者が賛同している証拠はあるのか。賛同しない被害者は排除して、「物言わぬ」被害者に仕立て上げる。それでも沈黙しない批判者に対しては、ある日突然に「誤支給」と称して、今まで支給してきた手当の基準変更を極秘裏に行い、数百万円の返済を迫るというあくどさである。

(1)これまでは三者会談確認書にもあるとおり「因果関係をとわない」としていたのである。しかし1994の「40歳代のあり方」いらい「中途障害者の場合は成人期以前からの障害」特別して救済しないことを決めている。

(2)このようなひかり協会の救済をなぜ「有り難く」思わなくてはならないのか。「障害を与えたのは」森永が作った「ヒ素ミルク」であり、その原因がなければ、今日の後遺症はありえないのである。「恩恵を受ける」とは辞書でも引いて正確な意味を把握して使用してもらいたいものである。「恩恵」とは「めぐみを与える」ことであり、この言葉を使えば、「する原因がないのに、一方的にあわれみをかける」ということになる。これほど言葉に「ドンカン」なものが書いた文書を読む不幸をしみじみかんじている。

被害者には「被害者の果たすべき責任」があると思う。それは被害の正しい継承であり、いままでたどってきた歴史の正確な記述である。また被害者と加害者は、どこまでいってもその関係に変化はないということであり、それをあいまいにすることで、事件の再発を招く

弁護士会とか国会に働きかけることは社会常識にそったことではないというのは、今回被告から教えられて初めて知ったことである。

この国の市民が弁護士や裁判、国会を通じて社会の改善・改革を試みる努力を、被告は、非常識なおこないだとあっさり否定した。

被告代理人におかれてはこの両方に携わった経験の持ち主であるが、このような認識のもとに仕事をなさってきたとは、立候補されるときにでも表明されていたなら、貴重な1票を投じなくてすんだものと後悔する。

総評

被告の主張（ゴシック体部分）

「被害者は、老人となっても、生涯にわたって、ひかり協会の安定した救済を受けようと考えているから、森永乳業株式会社の経営内容を悪化させることは回避しなければならないと判断している。」

総評1-

改善を求める被害者は加害企業の経営を脅かしているのだ、の怪

この第6回文書で、当初の恒久対策案が、今では、全公害被害者にとっての反面教師になったことが証明された。

被害者の親が血の滲む思いで築き上げた前例のない恒久救済対策案

を、被告が完全に骨抜きにしたことを示す歴史的文書となった。

とくに左記がこの文書の結論であり、被告はこれを言いたいがために膨大な紙数を使って自画自賛を繰り返し、加害企業の繁栄が被害者の老後の安心であるかのように言い切る珍しい言説を発明した。

自己中心のかつ非社会的な価値観が究極的に到達した結論であり、この思想を被害者に刷り込み、対外的にプロパガンダを展開しているという意味で、かれらの言動は、広く社会的に分析されるべき対象となる。

被告団体の上層部は、自らを加害企業からの給与生活者だと信ずるに至った者達なのだろう。だから、基金の活動は、福祉であり賠償ではないのだと主張したいのであろう。
(前述のとおり、自ら「賠償の新しい形だ」と主張したことを忘れているが)

「そろそろ、被害者になった原因を忘れ、障害の苦しみを言わず、真に闘った親達の苦勞と歴史を忘れて、加害企業からの金銭をお恵みとして感謝し、加害企業の業績発展に貢献しなさい」という、公害被害者に対する高みからのお説教である。

被告には、恒久救済対策を真剣に実施する努力を通じて、公害再発への戒めともしていくような視点などは、もはやないのだろう。

しかし、公害事件処理において民主主義を認めない立場からの加害企業との利益共同体的関係構築の言説鼓吹は、実際には、現実の被害者家族の生活権を侵害し、そればかりか、産業公害の起源・発生・闘争・救済・総括・改善という改善の循環サイクルにおけ

る歴史的教訓と知見の獲得にあたって、巨大な負の効果を逆流させることになる。

被害者家族をおこらせ、それを黙らせる弾圧が不可避となる必然性がここにもある。

この準備書面をかかせた上層部に関しては、彼らが救済資金を「給与」と受け止めているのは想像に難くないが、それを被害者全員の価値観と言い切る行為は、そのよこしまな思想を「全被害者へ強要している」ことを認めており、言論弾圧はその必須のツールだ。全公害被害者を冒涇する言説でもある。

更に、この主張にはあくどい詭弁論理が忍ばされている。

最後の最後で「森永乳業株式会社」とお客様宛請求書のようにフル標記しているところも奇異だが、「森永乳業株式会社の経営内容を悪化させること」とは何を指しているのかということである。

もし、「原告の主張は、森永乳業株式会社様の経営内容の悪化に繋がる」とでも言いたいのであれば、それは、事実の歪曲であり、存在しない前提を使って、自己の主張を正しいと強弁するところの詭弁マインドコントロールである。しかも、それは、被害者と、国民と加害企業の三者へ向けたものと推察される。(※1)
この手法自体が主張者のウソを証明する。詭弁は短期的に人を騙せても、長期的には恥をさらす。

原告の主張に反映されている被害者家族の憤りは、森永に無

制限の支出を要求するものではない。

被告「被害者団体上層部」が、原告らの批判を反省して受け入れることと、森永乳業の経営内容にはなんの関係もない。

森永乳業の経営状態は、社会的モラルと法令の遵守を含めたかれら自身の営業努力の責任である。

もし仮に、加害企業が、自らの努力不足を棚に上げ「業績悪化は、被害者団体内部の民主主義と言論の自由のせいだ」と考え、それを被害者団体上層部に代弁させて、被害者会員や国民へ不法に噛み付かせるのなら、それ自体が恥ずべきコンプライアンス違反である。被告自身の態度が原因企業の行く末を誤らせ、その評判に影響しかねないということが、さっぱり理解できないようだ。

一般的にいつて、被害者運動に対して感情支配型の対応を継続している加害企業から、言論封殺による被害者管理手法への協賛をえることはたやすいだろう。(※3)

そういう状況下で、「利益共同体的労使協調主義」を持ち込むとさらに歓迎されるだろう。

救済資金から賠償的意味合いを歴史的事実と共に抹消し、「これは福祉だ年金だ」と、あたかも公害被害者は、加害企業へ感謝すべき「か弱い」存在であるかのようにマインドコントロールで刷り込む行為。それは、同時に、原告や、もの言う被害者家族への弾圧と、もの言わぬ会員被害者へのさらな

る脅し、という一石二鳥の効果を狙っているのかもしれないと考えるのは邪推だろうか？

被告が弾圧を繰り返せば繰り返すほど、被告自身の態度が森永乳業株式会社の体質を悪化させることになるかもしれない。「知りませんでした」は通用しない。1955年でもなければ、1986年でもない。今は21世紀だ。

(※1 「被害者団体」の看板を掲げる被告のこんな台詞をみるにつけ、悪代官との密談酒席で「あの町人はあんなこんな〇×〇×で、ほっておいたらお代官様がとんでもないことになりまっせ。ワテがなんとかしてやりますからお任せ下さい。つきましては次のアレに…」とモミ手をして取り入る輩を思い出すのは時代劇の見すぎだろうか？

(※2 感情先行型企业は、阿諛追従を取り巻きにしたがる。)

(※3 哀しいかな概してそういう傾向がみられる。当人は無自覚だが、言論を弾圧する組織が主張する「加害企業への感謝」というロジックを心底嬉しがっている加害企業の元役員たちの姿はその鏡像である)

総評2--

みんなでやっているから、言論弾圧は正しい、の怪

言論弾圧がバレているのに、それとはお構いなしに「被害者で決めた」「被害者で決めた」を連発する会の怪。

組織内に民主主義が機能せず、言論弾圧が横行していても、「被害者で決めてきたことだから正しい」、などと紋切り型の主張を執拗に繰り返し、あたかも、古代ローマ直接民主制の全員投票でも実施しているかのような幻想を撒き散らす。

プロセスを抜きにして、いったん「決め

た」あとは、批判や改善意見を徹底的に排除するのであれば、その「みんな」とは独裁システムで管理された「みんな」となる。

歴史的事実を意図的に語らず、それを不当に改ざんしているかどうか、そして、組織に民主主義が機能してきたかどうか、問題の核心をなす大前提である。

■被告「守る会」の第7回準備書面の実態

被告第7回準備書面批判 平成22年3月29日に被告から第7回準備書面が提出された。

以下、「被告」とは、被告団体の構成員全体をさすものではない。被告団体の一部指導部（基金である「ひかり協会」役員や職員を兼任し給与を受け取る者を含む）と不当な行為に手を貸したり、広告塔として跳梁する者をさす。

【第一次評価】

■争点に関して無意味な書面を提出し続ける被告

裁判を冷静に監視している側には、能瀬氏や榎原氏の批判が当たりすぎていて、もはや有効な反論もできず、無意味な噛み付きを繰り返している姿としか映らない。しかしそれにしても「人の道に外れた」ともいえるべき侮蔑的差別的言辞を被害者家族へためらいも無く投げつける姿には、ただただ驚くばかりである。（後半紹介）

まず、係争的視点からは、この準備書面への指摘は以下の短い内容で十分である。

1. 今回の訴訟は、被告とは異なる「救済基金」が実施する「事業」の内容が被害者にとって妥当かどうか、を争う訴訟ではない。
2. この訴訟は、事実とは異なる内容、つまり「嘘」をもって、自らの気に入らない人物への人身攻撃をした被告が日本社会においては違法か合法かという、すこぶる単純な争いである。被告が、いくら紙数を費やして、能瀬氏を「嫌いだ」「考え方が違う」と繰り返してみても、この争点は揺るがないし、それには、なんの意味も持ちえない。
3. 争点に関して、被告の展開した嘘が、「嘘ではなく事実である」という論証は、7回も書面を出しておきながら一度も成功していない。無意味な大量の文書を提出することで、裁判(官?)の心象に影響力を行使しようとしているのなら、真実というものと、それに基づいて厳正な判決を下す司法というものをなめた行為である。

能瀬氏は、本人も覚えのない内容によって誹謗されたのであり、いくら被告があわててがんばってみても、存在しない事実をあとから作り上げることはできない。「嘘の上塗り」という戒めの日本語はこういう所業のために存在するのである。

被告が能瀬氏と榎原氏を嫌うのは勝手だが、争点ぼかしのくだらない目的のために「嫌い」だと言えは言うほど、その「嫌い度」に比例して、徹底的に個人攻撃したことを言外で認めるだけである。

これに加え、事実認識という裁判の大原則から観察すると、肝心の争点に関して一切の正当性を主張できない被告の実態、嘘の上塗りをするために徹底的に書き連ねる原告及びもの言う被害者家族への口汚い罵倒の言辞がほとぼしる準備書面をみれば、被告が批判者へ抱く憎しみの強さ(即ち民主主義的言論への嫌悪)と、それによって被害者家族がこうむってきた精神的経済的苦しみを「文句をいうものは少数だ」などと露骨に愚弄・欺瞞し

つつ、その心情を一顧だにしようとしないう傲慢姿勢とその罪の重さをより鮮明にする結果になっている。

■事実認識をほっぽりだして、「こうに決まっている」→「だからこうしてやる」→「だから何が悪い」との奇怪な三段論法

さらに今回の準備書面の内容はひどいもので、そのほとんどは悪意に満ちた意図的な仮定・推論形式を使ったご都合主義的展開(=これを世間では「嘘つき」という)を前提として、能瀬氏への個人攻撃を正当化しようと四苦八苦するあげく、論理矛盾に満ちたものになっている。

(詳細は、能瀬英太郎氏による後半掲載の準備書面をご参照)→[pdfファイル](#)

■好戦的言辞が踊る被告の文書

さらに、きわめて好戦的な言辞が踊る内容である。原告や被害者家族が被告組織への批判を行った単なる言論活動を、「破壊行為」や「妨害行為」などという扇情的言辞を多用して形容し、それをさらに「違法行為」と簡単に言い換えてしまっている。

さらには、「破壊」や「破壊行為」「混乱」「破壊活動」「破壊工作」という用語が氾濫しており、書面の1ページだけでも(原告によるところの)「破壊」という言葉が、実に6回も登場する。さらには、勢いついて、「反乱軍を作り」(p4)とか、「戦争開始」(p8)とか、「なにをしでかされるかわからない状態」(p6)「総会を混乱させられる恐れがあった」(p6)「原告は激しい闘争を繰り返している…」(p13)と放言を繰り返す。よほど戦争や、反乱や闘争といった言葉の使用にためらいがないのだろう。しかし、使う相手を間違えれば、単なる罪びとになる。

本当に、「違法妨害行為」や「反乱軍の創設」や「戦争を開始」しようとしているなら、威力業務妨害罪などで警察が動くはずだが、警察の許可を得ている行動を違法行為というのである。なんとも珍妙だ。しかも原告は、被告の総会会場前に抗議の幕などはっていないのに、証拠も示さず、“原告も張った”と放言している。その言い草が「能瀬＝黒幕論」である。昔の漫画本に出てくる少年探偵団や、戦前の特高警察による一斉検挙の言い草を思い出す。たぶん、被告は、道路使用許可を受けた春闘の街頭デモ行進や、公害問題に関する学術論文の発表といった言論活動も、国家への妨害と違法行為であると主張されたいのだろう。裁判官の心証形成に影響をあたえようという願望なのかもしれないが、民主主義の守り手に対して、これでは逆効果であろう。裁判は厳正な事実を唯一のよりどころにするものなのである。

■公害被害者団体が民主主義の精神を真面向否定

被告被害者団体指導部の民主主義の基本思想を蹂躪するかのような奇怪な発言を2つ紹介しておく。

準備書面9p

「弁護士会人権擁護委員会への申立は、公害調停申立、国会を動かすなどの方法と共に、弁護士でも気付かぬと思われる奇抜な方法であるから、原告が考え出して、推進したものであろう。」

コメント→人権擁護委員会を頼る市民を「奇抜」だと誹謗し、黒幕にあやつられる行為として二重に攻撃している。被告の第7回準備書面は「奇抜な公文書」として永久に歴史に刻まれるだろう。パブリックな市民サービスを展開する日弁連の人権擁護委員会は重大な決意をもって、この準備書面に反論或いは釘をすべきだろう。

準備書面18p

「とりわけ」とわざわざ前置きして、「原告は、被告やひかり協会の決定権の及ぶ範囲内に侵入してきて、原告の主張を展開するのであるから、その場合には、被告やひかり協会の確立したルールを尊重してもらわねばならない。このルールを無視して言論の自由を主張され、被告やひかり協会に迷惑や被害が発生した場合は、原告の行動は、違法な活動と評価されることとなる。」

コメント→「決定権」とか「侵入」とか「ルール」とかの言葉を並べて、迷惑＝違法行為と安直に言い切る。この感覚、大丈夫だろうか？ これで、被告に少しでも有利な判決が出れば、「治安維持法」が再来する前兆となるだろう。被告は、日本国での言論の自由そのものを、思いつきの理屈で全面否定している。こんな無茶な文章を裁判所に出していいのだろうか。「迷惑」＝「違法行為」と意味不明の断定に至っては法理と無縁の文書であるとしかしいようがない。

存在しない「違法行為」を裏付けもなく気ままに書き連ね、原告への人身攻撃をあたかも「正当防衛」であるかのように言えば言うほど、被告が行った能瀬氏個人への誹謗中傷行為が明確な違法行為であることを自ら認めることになる。

能瀬氏への機関紙1面を全面使った名指しの誹謗中傷行為について、もしそれが違法行為でないという確信が被告にあれば、能瀬氏や榎原氏が従前に行った単なる言論表現活動を敢えて「違法行為」と強弁する「駄目もと」の展開必要はないだろう。事実をもって言論活動を対置すれば済むことである。原告の言論活動に対して、別のところから引っ張ってきた「存在しない違法行為」を対置したがる被告の心境はまさに、真正の罪人の境地にも見える。

■意見を異にする被害者家族を、憎しみを込めて容赦なく叩く被告

ただし、許し難く、異常なことに、被害者家族への人格毀損の個人攻撃は執拗に続けられており一層エスカレートしている。

準備書面 p3

「●●の書く文章は、乙14、17がそうであるが、稚拙な文章で、時に何を言わんとされているのかすら、読み取り難い文章である。」(あまりに尾箆な表現なので名誉毀損行為に拍車をかけないため氏名は伏せた)

コメント→“●●がちゃんとした文書を書いた裏には誰かがいる。それは原告に決まっている。だから原告が黒幕だ。だから、原告をどんなに攻撃してもかまわない”という驚くべきロジックをあいもかわらず主張しているが、これはもはや「論理」ではなく創作物語の世界である。

こんな勝手な決め付けの三段論法で、市民を大々的に攻撃できるのなら、被害者家族を励ます近所の親切な町内会長も原告と同じ目にあっても仕方ないことになる。物言う被害者を助ける一般市民は、それを不愉快に思うところの独裁的支配を平然と行う被害者団体から「破壊者」としてレッテルを貼られ、どんな人身攻撃をうけても仕方ないという、戦後の日本社会ではあまり聞かない政治的「粛正」の論理である。「粛清」の思想を熟知される賢明な市民には、このような所業の背景思想に思い当たる節のある方も少なくないだろう。

自らが気に入らない意見をいわれれば誰でも不愉快になるのはわかるが、一市民を叩き潰すために組織がその機関紙媒体を用いて、私人である一般市民の名前をあげつらって(しかも半ば呼び捨て)糾弾するのは重大な政治的行為である。その場合は、厳正な事実に基づいた正確な内容でなければ名誉毀損というさらに明白な違法行為となり、国民全体を敵に回すことになる。過ちを潔く認め、深く反省して真摯な気持ちで出直すのではなく、自己弁護に狂奔し、攻撃の矢を乱射すればする

ほど、歴史上に恥ずべき記録として残るだけである。

■“恒久救済対策案の実現を基金に求めることは不可能”と公式表明

準備書面p11

「森永告発の人達は、恒久救済対策案の内容の実現を、ひかり協会に求めることはできないことを知っている。」

コメント→日本語文法の用法は国内で統一されていないのだろうか？ いや日本語は日本語だから日本語として解釈してかまわないはずである。

これは、おどろきもののき、の目を疑う発言である。「森永告発」という他人のふんどしを勝手に使って、自ら、「三者会談」の内容を公然と否定した発言である。

準備書面p11-12

「原告は…(中略)…根拠として森永乳業株式会社が三者会談で全面補償をする約束をしていたかのように虚偽の主張をすることになり、これが実現しないのは、被告やひかり協会の役員が森永乳業株式会社の言いなりになっているという、最悪の偽りの上に偽りを重ねて言わねばならなくなっている。まともな状態ではない。そこで多くの人々は、原告の主張が正しくないことに気づき、原告にはついていけない。」

コメント1→「森永乳業株式会社が三者会談で全面補償をする約束をしていたかのように虚偽の主張」

→この公文書内容は良識ある会員が見れば、驚愕するだろうが、批判の自由が保障されていないから、反抗できないことを踏んだ上で、被告がたびたび権威付けとして引き合いに出す三者会談の内容を「いい機会」とばかりに公然と

捻じ曲げて憚らない。つまり、批判の自由が否定されたところには、なんでもありとなる典型である。文中の「最悪の偽りの上に偽りを重ねて言わねばならなくなっている。まともな状態ではない。」はそっくり被告に跳ね返る言葉である。

コメント2→「そこで多くの人々は、原告の主張が正しくないことに気づき、原告にはついていけない。」

→被告は一方で、「原告の誤った宣伝にのせられ、原告の主張に同調する人が出かねない。●●などの原告の同調者が見本である」(p18)「原告に迷わされることがないように、宣伝活動を強めざるを得ない」(p19)などと同じ準備書面で、「恐くてしかたありません」的表現をしつこく展開する。いったいどっちが本当なのだろうか？ たぶん同調者が増えるのが嫌なのだろう。

1. 被告が、事実に基づいて原告への反論をしても、それでも会員に同調者が現れるばあい、それは、原告の主張がある程度正しいということが証明されたことであり、被告はそれを取り入れる義務がある。民主主義の掟である。
2. 被告が、事実に基づかない原告への批判をして、同調者を抑制したならば、それは被告が公害被害者を機関紙という強力な媒体を悪用して、会員を騙して管理していることが証明されるのが民主主義の掟である。

被告は虚勢をはって「多

くの人々は、…(中略)… 告とは議論が噛み合わないはずである。

原告にはついていかな
い」などと言うほど、その
罪深さを自分で強調して
いる。

さらに被告規約の前文1および6には「被害者や
障害者の人格を尊重」を掲げているにもかかわらず、榎原氏の人格を無視して敬称を略し、「榎原
の書く文章は、乙14、17がそうであるが、稚拙な
文章で、時に何を言わんとされているのかすら、
読み取り難い文章である。」(被告準備書面(7)3
頁)とまで書く。榎原氏の文章は、読む者が真摯な
気持ちで向かえば、よく理解できるものである。
一方「ひかり」や「ふれあい」に掲載された編集
者による文章は、あいまいで、理解不能なもの
が多い。榎原氏の文章からは真意が汲み取れるが、
「ひかり」と「ふれあい」からは真意をわざと
「はぐらかす」意図のみが顕著である。

【能瀬氏提出の準備書面】

平成21年(ワ)第249号損害賠償等請求事件

原告 能瀬 英太郎

被告 森永ヒ素ミルク中毒の被害者を守る会

準 備 書 面 (第 6 回)

平成22年 4 月28日

岡山地方裁判所第2民事部2A 1 係 御中

原告 能瀬 英太郎

第一 以下被告準備書面(7)に対する原告の主張を述べるが、まず全体的な批判を第一項で述べ、第二項で「争点整理メモ」に従って①から⑤までの被告の主張に反駁したい。

被告の準備書面(7)においてなされている主張は、いままでの主張の焼き直しであり、なんら新しいものはない。これまでの被告の主張には具体的な根拠もなく、原告の反論によってことごとく崩壊している。原告に対する最も有効な反論は、確実な証拠をもってなされなければ無意味である。

ところが元々根拠のない虚構の上にたって、原告を誹謗中傷してきたが、被告は準備書面を提出する度にそれらの矛盾が明らかになってきた。そこで被告が準備書面(7)でなしたことは、好戦的で、感情的、刺激的であるが無内容な言辞を弄して、声高に叫ぶことであった。その特徴としてあげるならば、「破壊」を15回、「妨害」を5回、さらに「攪乱」、「戦争」、「工作」などの普通では使用されない言葉を多用していることである。それでも足りないとみえて、「反乱軍」や「戦争開始」などまで登場させている。被告はよほど戦争がお好きなようで、生来平和主義者の原

被告準備書面(7)も同様で、わざと「あいまい」な言葉を使って、実態をごまかそうとする意図が明白な箇所が多々ある。一例をひけば13頁(b)において「体制づくりに多額の費用を投入」や「多くの専門家を確保して人件費をかけて」というところなどである。「体制づくり」とは(a)を受けて「相談活動を重視して、総合的な対応」のことと推測できる。ひかり協会設立から35年もたって何を今更「体制づくり」かと、これは単なるゴマカシとしかきこえない。「専門家を確保して人件費をかけて」とは専門家による相談事業のことを指しているのなら、毎年の予算に「相談」項目は計上されている。被告はそここのところを、わざとあいまいにしている。

これらは生活手当と比較して職員給与が高すぎるという、原告の批判に対する弁解と推測できる。この「人件費」は職員給与とは別なのか、含まれるものなのか、そのことをあいまいにすることで実態を覆い隠そうとしている。「専門家を確保して人件費をかけて」いるのが「相談事業」のことであれば、20年前から減少を続けている。1989年に全予算に占める割合が8%であったものが、2009年には2.9%になっている。20年前には協力員制度はなかったもので、すべて専門家による相談であった。それが被告会員による「救済事業協力員制度」が発足し、専門家に代わって相談活動などを行うようになった。2.9%の中には協力員の費用(年額1万円と食事、交通費などの実費支給)も含まれているのである(甲第74号証)。だから余計に「相談活動を重視して」が空々しく響く。「専門家の確保」という「専門家」がどのような「専門家」を意味するものか、明らかにすることが求められる。

第二、1 甲第1号証によれば、原告の動機を、「自分達「森永告発」を「支援者でなく妨害者」と決定した守る会に対し、恨みを募らせ、あわよ

くば守る会を変質させ、ひかり協会を破壊しよう
とねらっている」としている。(争点整理メモ「文
章⑤」)その結果「文章①」から「文章④」の行動
になったと断定している。原告が行動を起こす動
機「文章⑤」が被告の憶測による、事実無根の妄
想によって生み出された虚構であることが証明さ
れれば、原告の目的と被告が断定する「救済事業
の破壊」、原告がその手段として使った「文章
①」から「文章④」の仮定はすべて崩壊すること
になる。

上記の事実はすでに原告準備書面(第1回)の8頁
以下で述べ、甲第6号証から甲第19号証までの書
証によって証明されている。さらに付け加えると
すれば、原告は被告機関紙「ひかり」の発送名簿
を管理し、入退会の会員名は直ちに原告に報告(甲
第75号証)されていた。だから、もし原告が「恨
みをもっていれば」宛名印刷機を利用して即座に
森永告発の主張を、被告全会員に発送することは
可能であった。

原告から宛名印刷を被告に引き継ぐ折に、宛名
カードも一緒に手渡したが、これは全部原告が作
成したものである。被告においては、新たに原告
と同型のアベアドレス製の宛名印刷機を購入し
た。原告の手元に宛名印刷機と被告全会員名簿(甲
第76号証)はのこっている。原告がやらなくても
森永告発の他の会員に貸して、森永告発の主張を
被告会員におくることは簡単なことだ。しかし原
告は被告に対し「恨みをもって」いなかったの
で、森永告発の運動に会員名簿は利用しなかつ
た。

被告会員による宛名印刷と「ひかり」発送作業
は、その後暫くして実行不能になった。それはこ
の作業がそれほど安易なことではないことを物
語っている。原告は長年にわたって、遅滞なく正
確に被告機関紙「ひかり」を会員に届ける作業を
してきた。それは本心から恒久対策案の実現を望
んだからに他ならない。

森永告発が正確にはいつまで存在したかを、原
告はしらない。原告準備書面(第1回)第1、7、10
頁以下で述べたような事情で原告は運動から離れ
た。森永告発は多様な意見を持つ個人の集まりで
あることは、すでに述べているところである。ひ
かり協会を五人委員会の再版だという意見もあれ
ば、設立間なしで評価するのは時期尚早だという
意見もあった。それらの実態を調べもしないで、
全部の会員を十把一絡げのようにとらえるのは、
それは被告の実態と森永告発を同一視するにすぎ
ない。森永告発が組織としての実体がなくなって
久しいのに、30年も前に発行された機関紙の文言
を引き合いに出して、原告が「森永告発の人」だ

から、30年前の森永告発と同一の行動をとるとい
う仮定は牽強付会もはなはだしい。被告は原告を
森永告発の会員だと言い続けてきたが、それが崩
れて苦し紛れに「森永告発の人」を考えたもので
あろう。

2 「文章①」について

被告は「争点整理メモ」による釈明を、準備書
面(3)で展開したが、原告準備書面(第3回)での反
論により、虚偽の事実であることが明白になっ
た。そこで被告は準備書面(7)では「吹き込み煽動
してきた」というのをやめ、「原告と榎原の2人
だけ」とか「原告1人の運動であり、そのために
榎原を利用している」に変わってきた。このこと
は、原告が煽動したという被告の憶測による仮定
が、事実無根であることの表明であるといえよ
う。

3 「文章②」について

原告は準備書面(第3回)において、妨害行為をし
ていない(甲第77号証)ことを主張し、被告に妨害
活動をした証拠を示せと要求した。しかし被告は
準備書面(7)で主張しているのは「現場に来ている
ということ自体、指導者として来ている」のだから
妨害だという、珍妙な理論ともいえない詭弁を
弄していることである。

この理屈にしたがえば、もし原告が檸檬をもっ
てひかり協会の事務所前を通行すれば、手投げ弾
に似ているものを持っていることを理由に、ひかり
協会を爆破するために通行したことになる。森
永乳業の株主総会の会場前を偶然に通るかかれ
ば、総会屋と組んで議事妨害に来たことになり、
厚労省前を通るかかれれば、テロを行うために来た
といわれるだろう。それ以外に来る目的がないはず
だとして。

被告準備書面(7)37頁④には榎原氏が「総会に
参加する会員に働きかけた」とあり、榎原氏本人
に確かめたところそのような事実はないと否定し
た。

4 「文章③」について

原告が榎原氏のホームページ掲示板に書き込ん
だことは、すべて事実に基づいている。それらの
ほとんどはひかり協会の救済事業に対する批判で
ある。ひかり協会への批判が被告を誹謗中傷した
ことになるというが、それが原告にはどうも理解
できない。このことについては、すでに繰り返し
反論しているが、納得のいく説明がなされたこと

はない。被告は準備書面(7)の10頁6行目に「恒久対策案と現在のひかり協会の救済とを、原告の主張のように、直接比較することは、そもそもできないことである」と述べている。しかし被告発行の『守る会運動の歴史から「三者会談方式」を学ぶ』においても『ひかり協会10年の歩み』、『ひかり協会30年の歩み』さらには、ひかり協会のホームページの中に設けられた「『守る会』紹介」にも恒久対策案の全文が掲載されている(甲第78号証)。これらは何を意味しているのだろうか。掲載された恒久対策案のどこにも「断り書き」で「これは実行できないものです」とは書いてはない。

さらに被告準備書面(7)10頁8行目では「恒久対策案のごく一部とひかり協会の救済のごく一部だけを比較」というが、それは紙数の関係で特徴的な一部を比較しているにすぎない。

お望みとあれば、別の一部である恒久対策案Ⅱ具体的対策(5)(ト)④～⑥「収容施設」についても比較を試みよう。甲第29号証46頁下から9行目に記した「太陽の村」について紹介しよう。これは被告会員、支援者からカンパを募り、1976年2月には原告も参加してプレハブの作業棟などを建設した。その後施設を増設して多数の被害者が利用するようになった。太陽の村には果樹園や農園が付属していて、農作業や陶芸を行いながら生活する、重症者の集団活動の場として重宝されていた。1979年1月には被告からひかり協会へ移譲されたが、88年2月には確たる理由もなく廃村になった。ここに通っていた重症者は無責任に放り出され、行き場を失ってしまった。その後宿泊施設(甲第79号証)として利用者も多かった一戸建ての家屋は、売却処分された。太陽の村建設運動として、支援者や被告の親達の善意の結晶は、ひかり協会によって弊履のごとく捨て去られてしまった。

死者については恒久対策案Ⅲの(1)に規定され「死者に対する補償 死亡者に対しては、死亡に伴って生じた一切の損害について補償すること」となっている。さらに被告は1975年12月14日に決議までして「死亡被害者の遺族の救済について」を発表している。そのなかには「死亡した被害者とその遺族、今後死亡する被害者とその遺族の救済について、森永は全面的に責任を負うべき義務があり」とまで述べている。恒久対策案に盛られ、さらにこれとは別に決議までしていながら、現実に実行されているのは40万円の葬祭料の支払いのみである。これが「森永は全面的に責任を負うべき義務」を果たしているといえるのだろうか。死者の補償について被告は沈黙を守っていることから考えると、被害者の命を被告は僅か40万円にしかすぎないと、みずから認めていることに

なる。(甲第80号証)

「死亡被害者の遺族の救済について」が発表される約一月前に「『森永告発』に対する守る会の態度」という声明が発表されている。前者については沈黙をまもり、後者については喋々しく声高にしゃべりまくっている。これはきっと前者を覆い隠すための作戦かもしれない。

5 「文章④」について

原告から「不満や不信をもっている親族や被害者に近づいていった」ことはない

ということを、これまでに何度も述べている。原告にとっては、近づいていく必要が無いからであり、「不満や不信をもっている親族や被害者」を見つけること自体も不可能である。被告機関紙「ひかり」やひかり協会報「ふれあい」には、ひかり協会や被告にたいする批判が掲載されているのをみたことがない。両者にたいする批判を認めない方針のようだし、もともと被告会員には表現の自由を認めない組織のようである。それについては、甲第29号証53頁以下でも述べた通りである。

では外部からの批判は許されるかといえば、原告準備書面(第3回)第一の2で述べ、甲第30号証から甲第47号証で証明したように、これも許されないのである。被告は榎原氏らの人権擁護委員会への申立てや、原告の国会へ質問主意書の提出を依頼しようとしたことさえ、「正常を欠く方法」だといって非難している。それにもまして疑問に思うのは、原告が岡山県の公害調停窓口へ問い合わせたことに、「正常を欠く方法」だと非難の刃を向けている。被告準備書面(7)では、単に公害調停窓口へ電話で問い合わせただけのことが、いつのまにか「公害調停申立」へと飛躍しているのである。このように被告の書く事実は変遷極まりなく、一体どれが本当のことかと、疑念を抱かざるをえない。

これらのことから、甲第1号証に書かれていることは、真実としての証明ができない、事実無根の被告の妄想によって築かれた虚構以外の何者でもない。

第三 被告は原告が今までに要求した求釈明に誠実に答えるべきである。答えられないとすれば、これまで書かれたことは根拠もない事実を書きつらねたものであると断定するほかない。

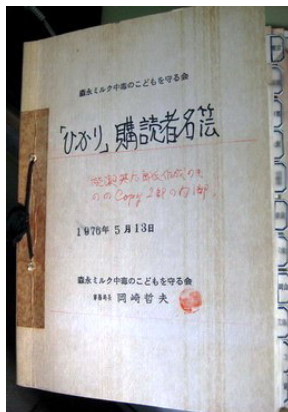
第四 求釈明

1、榎原氏が人権擁護委員会への申立てをしたことや、国会へ質問主意書の提出をすることを「正常を欠く方法」だと断定する根拠は何か。

2、「森永告発の人」とはどんな人を意味するのか。

3、「多くの専門家を確保して」とあるが、「確保」とはどのような雇用形態なのか釈明された。

(※ちなみに、被告は上記のような原告側からの「求釈明」——これまで20項目近くもある——に一切答えたことがない。勝手な決めつけを延々と書くが、その根拠は？と釈明を求められても、それに対しては一切答えない。都合の悪いことへの黙秘ぶりもここまでくるとアップレである)



←能瀬英太郎氏がかつて膨大な労力を費やしてまとめた被告の機関紙購読者名簿。(森永ヒ素ミルク中毒事件資料館所蔵) 被告のなかで、このような重要な実務をこなした者がいるのだろうか？能瀬氏への攻撃が、いかに「恩を仇で返す」親不孝者の行為であるかは、歴史が一番良く知っている。もっとも恩義ある市民への暴虐非道な攻撃は、末代まで恥をさらす行為である。こういう市民への恩義を知る被害者会員をすでに除名してしまっている被告は、だからこそ、思う存分エゴイズムを全開できるのだろうが、因果は必ずめぐってくる。

「守る会」の第8回準備書面の実態

■被告「守る会」の第8回準備書面の実態

被告第8回準備書面批判

平成22年5月21日に被告から第8回準備書面が提出された。3月29日の第7回書面に引き続き2ヶ月もしな

いうちに出してくるという元気の良さである。だが内容には見るべきものがなく、むしろ笑止なコメントがつけられており、それをご紹介するだけで事足りるだろう。すでにずいぶん前から煮詰まっていたが、もう終わったというしかない。

1. 今回の訴訟は、被告とは異なる「救済基金」が実施する「事業」の内容が被害者にとって妥当かどうか、を争う訴訟ではない。

い。〈被告が争点はずしのため、自画自賛をもって原告を攻撃するから結果的に基金や被告の体質の問題点が明るみになってしまっているが〉

2. この訴訟は、事実とは異なる内容、つまり「嘘」をもって、自らの気に入らない人物への人身攻撃をした被告が日本社会においては違法か合法かという、子供でもわかるような、すこぶる単純な争いである。被告が、いくら紙数を費やして、能瀬氏を「嫌いだ」「考え方が違う」「迷惑だ」と繰り返してみても、この争点は揺るがないし、そのジャッジには、なんの意味も持ちえない。

3. 争点に関して、被告の展開した嘘が、「嘘ではなく事実である」という論証は、7回も書面を出しておきながら一度も成功していない。この係争では、被告側に举证責任があるにもかかわらず、被告はそれを事実上無視している。これでは、被告の敗北が120%確実であることはイロハの「イ」のレベルの話となる。無意味な大量の文書を提出することで、裁判(官?)の心象に影響力を行使し、ミスジャッジの誘発を期待しているのなら、真実というものと、それに基づいて厳正な判決を下す司法というものをなめた行為である。

原告である能瀬氏は弁護士を雇わず、本人訴訟で闘っている。一方、被告である「守る会」は、弁護士を立てている。いくらプロの弁護士を立てても、クロの真実をシロには出来ないし、信念をもった一人の市民を黙らせることはできないという典型的なパターンがこの裁判である。

被告第8回目の準備書面「証拠証明書」の「立証事項」冒頭にある内容

「原告が、共産党にメールを送った事を榎原のホームページの掲示板に書き込んだ。このメールを送ったことやメールの内容からして、原告は共産党嫌いである。原告が森永告発の思想の持ち主であることが伺われる。原告は、協会は加害者寄り、反被害者的だと中傷している。国会議員による追及をこのころから考えている。…(後略)…」

評価

終了のゴング

まさに、“ここに極まれり”、のケッサクの「立証」努力である。珍しいものを見た思いだ。

なんで最後の最後に共産党をを唐突に持ち出してきたのか、理解不能である。

そもそも、原告が共産党嫌いであるかどうか（そもそも他人が云々する問題じゃない）は、本係争の争点からは300万光年ほど離れている。（上記赤字部分ご参照）

ちなみに「森永告発の思想の持ち主」ってなんだろうか？「共産党嫌いが森永告発の思想」というのなら、被告は「市民ボランティアは共産党嫌いである」として、罵っていることになる。

とどのつまり、共産党への態度が踏み絵代わり？

つまり、被告はついに、森永告発という自由市民の集まりを、“共産党を好きか嫌いか？”という基準でもって、公文書上において正式に攻撃したということである。被告は、勢い余って自らの政治的立場を吐露してしまったのだろうか。それにしても奇異な文言である。（しかも被告は、どこの国の共産党であるか正式名称を書かない。）

原告が以前から問題にしているのは、第三者機関といわれるひかり協会の救済内容のあまりの低さであるのに、ひかり協会本体は反論をせずに、被害者団体である被告がしゃしゃり出てきて、猛然と原告を誹謗中傷する。まさに本丸の親衛隊のつもりなのだろうが自らの立場への誠実義務を忘れたかのような国民への攻撃ぶりである。そして、機関紙で原告を

攻撃するのに使った素材が嘘にまみれていることにはなんら反論もできないまま、ついに、左傾のような「共産党嫌いだ！」という論点を持ち出してきた。もうここまでくると、係争とはいえないだろう。

それにしても、被告は、岡山地裁を“共産党嫌いの国民を優先的に処罰するところ”だと考えているのだろうか？岡山地裁は、確か、共産主義独裁国家の人民法廷ではなかったように思うのだが…。

被告第8回準備書面本文内容

P.1

山田一之氏（以下山田という）

榎原伊織氏（以下単に榎原という）

評価

業務契約書じゃあるまいし、そこまで省きたいなら、甲乙丙丁と記号にすべきだろう。

山田氏、榎原氏と書けばいいものを、なにがなんでも、たった一文字の「氏」を省いてまで、もの言う被害者の親を呼び捨てにし、見せしめにしたがついているとしか思えない姿が、こんなところにも垣間見られる。高齢の被害者家族の親を平然と貶めているこの姿は、映画「クロッシング」と思わずダブってしまうのは多少センチにすぎるだろうか。

こんな感覚や「風習」で構成員が何十年間も教育され続けているとすれば、悲劇そのものだ。人として、ただただ、あきれるばかりである。

25.P

…（前略）…原告は、「協会と守る会の幹部は日本共産党の影響を受けている」と述べている…

（中略）…そもそも、共産党の影響を受けているか否かは、本件の争点と関係ないのではないか。…（後略）…

評価

そのとおりっ！

はじめから関係ないですよ。

（冒頭に同じ）

原告が今係争では語ってもいないし、問題にもしていないことを外から持ち込んできて、本係争と関係があるかのように無理やり展開しているのは被告自身で

ある。これを論理的策略という。

被告は、前傾の文言のように、原告がかつて被害者家族のホームページの掲示板の書き込みで被告と共産党の関係をいぶかしがった（そんなことは個人の思想以前の思考の自由だろう）にすぎないこと（下記資料）を、**断定的表現に改ざん**して勝手に前置し、“原告は救済の問題点の源に共産党がいるとでもいいたいのだからか”、と展開し、そして原告を「正常な意識とは言い難い」と、わんわんと噛み付いた上で人格否定をする。

このあたりのヒステリックな展開ぶり、極めて特徴的である。

被告だけが気付いていないだけで、今の60歳代の方にはピ〜ン！とこられる方が大勢居るだろう。

いずれにしても、こういった安っぽい詭弁や行動を例える言葉として「[マツチポンプ](#)」という言葉がある。

こんなミエミエのすり替えロジックで裁判官からミスジャッジを引き出せるとでも思っているのだろうか？

あまりに司法をなめた作文である。

【参考資料】

争点とはまったく関係ないが、被告が調子によって言い募るので、最小限の事実紹介として、原文を紹介しよう。

逆に、これを見るなら、被告が裁判所へ原告の主張を改ざんして書くことが癖になっていることが証明される。

裁判所へこんな改ざん文書ばかり出していると、しまいに違法行為で処罰されないのだろうか。今係争しかりだが、仮にも「被害者団体」を名乗る被告がこんな不正な行為を続けるとは、日本社会もいい加減煮詰まってきたものである。

能瀬氏が被害者家族の運営するウェブサイトの自由掲示板へ書き込んだ内容のうち、日本共産党に関係するものはごくわずかであるが、その内容は以下のとおりである。

「No.40 日本共産党への質問 投稿者：能瀬英太郎 2003年9月9日(火)11:40」

8/23に日本共産党中央委員会へメールを送りました。下記のような感じです。

ひかり協会へ就職したところ日本共産

党への入党を強く勧誘され、いやになって退職したという話をききました。直接ではないにしてもかなり貴党の影響が強いような噂は、森永砒素ミルク中毒の被害者を守る会の会員間ではよく知られています。

もしそうでも、被害者の味方になって働いてくれれば、誰も異存はないのですが、自分たち職員の待遇ばかり気をつけて、肝心の被害者の救済には不熱心で困ります。被害者救済の憲法ともいえる「恒久対策案」からは後退ばかりして、加害者森永寄りの政策は目にあまります。貴党の政策とはかれ離れ、大企業「森永」を救済するような現在のひかり協会は反被害者的ともいえます。もし貴党と無関係ならば、このひかり協会の運営ぶりを国会で追及してもらいたい。もし関係があるなら早急に被害者寄りの政策をとるよう指導してもらいたい。

以上のようなメールをおくりました。するとすぐに返事がありました。

能瀬氏は、以上のようなメールを日本共産党中央委員会へ送ったとのことである。するとすぐに下記のような返事があったらしい。

メール受け取りました。
日本共産党中央委員会メール室
8/23,14.34

能瀬氏は、日本共産党の無回答の姿勢に対し、さらに催促をした。

No.41 日本共産党からの回答が来ました
投稿者：能瀬英太郎 2003年9月10日(水)
10:55

私の8/23日の質問にたいする回答がないので、9/2日に催促をしました。そのおり質問と回答はこの掲示板に載せることをつけくわえました。そして当ホーム・ページのアドレスも知らせておきました。それらのことを念頭にいれて、回答をお読みください。

私たちは、森永ヒ素ミルク中毒の被害者のみなさんが、1973年の三者会談確認書にもとづく被害者救済の恒久対策を実施・拡充させるため、苦難をのりこえ頑張ってお

られることに敬意を表します。「ひかり協会」は、救済事業をになうという公的役割をもつ法人であり私たち政党とは特別の関係を持ちませんが、被害者の意見を尊重し「守る会」と協力して三者会談にもとづく事業を実施しているものと考えます。

日本共産党質問回答係

03/09/09 11.37

これが日本共産党の、「ひかり協会」や被告団体の現状への「評価」のようである。

日本共産党から「お褒め頂いた」被告は、能瀬氏の質問に感謝すべきではないか？能瀬氏はコメントを付けずに、日本共産党の回答をそのまま掲載してくれているのであるから。能瀬氏に対して、何をわんわんと噛み付いているのだろうか？

被告がそれほどお望みなら、さらに追加で、一党一派との関係を能瀬氏ではない市民や被害者家族が指摘している原文一次資料を公開する。他の事例も含めてやぶさかではない。